

# 2017年度 紛争・訴訟専門委員会 成果報告

## 『知財判例研究』



2018年3月13日

中国IPG 紛争・訴訟専門委員会

藤本雅則(鐘化企業管理(上海)有限公司)

# 0. 委員会メンバー

## ※委員会登録企業：合計43社

大王南通生活用品有限公司	日立(中国)有限公司
先鋒電子(中国)投資有限公司	豊田工業管理(中国)有限公司
パナソニック(中国)有限公司エコソリューションズ社	貝親管理(上海)有限公司
旭硝子(中国)投資有限公司上海分公司	旭化成(中国)投資有限公司
アルプス・中国有限公司	YKK(中国)投資有限公司
新日鐵住金諮詢(北京)有限公司(新日鐵住金北京事務所)	松下電器研究開発(中国)有限公司
電装(中国)投資有限公司	日東電工(中国)投資有限公司
兄弟(中国)商業有限公司●	IP FORWARD法律特許事務所
日立化成(中国)投資有限公司	共栄法律事務所
花王株式会社	株式会社ニコン
花王(中国)研究開発中心	三菱重工業(中国)有限公司●
東洋紡株式会社	松下電器研究開発(蘇州)有限公司
京瓷(中国)商貿有限公司	三菱化学(中国)管理有限公司
東洋紡高機能製品貿易(上海)有限公司	森・濱田松本法律事務所
啓源国際特許商標事務所	村田(中国)投資有限公司
ソニー(中国)有限公司	日立(中国)研究開発有限公司
富士電機(株)北京事務所	本田技研工業(中国)投資有限公司
西村あさひ法律事務所 上海事務所	金杜律師事務所
富士通(中国)有限公司	林達劉グループ
東麗纖維研究所(中国)有限公司	エプソン(中国)有限公司
鐘化企業管理(上海)有限公司●	トヨタ自動車中国投資有限公司
富士施楽(中国)有限公司	

● 当委員会委員長は、9月までブラザー社が担当、10月よりカネカ社が委員長、三菱重工社が副委員長を担当

# 1. 現状認識と課題

- ・知的財産に関わる訴訟戦略を立てるために、裁判所の判断基準を把握することは非常に有用である。
- ・しかしながら、毎年多数の訴訟判決が出される中で、個社で裁判所の最新の判断基準の傾向を把握するのは容易なことではない。
- ・また特定テーマに絞って、裁判所の判断基準の傾向を把握することも、個社で行うには限界がある。

## 2. 調査目的

- ・メンバー各社の力を結集して、知的財産に関わる重要判例を研究し、現時点における裁判所の判断基準の傾向等を把握し、メンバー各社における知的財産に関わる訴訟戦略立案の参考とする。
- ・特定テーマについて興味のある各社がチームを構成し、当該テーマに関する判例を収集、研究を行うことにより、当該チームメンバー各社のニーズに合う訴訟戦略立案の参考とする。

### 3. 調査研究方法

以下の(1)(2)の切り口から参加企業を募り、研究を実施した。

**(1)最新重要判例の研究**

**(2)参加企業のニーズに基づく特定のテーマに絞った判例等の深掘り研究**

# 3. 調査研究方法

## (1)最新重要判例の網羅的研究

※研究を行った企業: 25社

参加企業名	
株式会社ニコン	金杜律師事務所
パナソニック(中国)有限公司エコソリューションズ社	貝親管理(上海)有限公司
兄弟(中国)商業有限公司	旭化成(中国)投資有限公司
電装(中国)投資有限公司	日立(中国)有限公司
豊田工業管理(中国)有限公司	IP FORWARD法律特許事務所
旭硝子(中国)投資有限公司上海分公司	日東電工(中国)投資有限公司
日立化成(中国)投資有限公司	花王(中国)研究開発中心
ソニー(中国)有限公司	林達劉グループ
啓源国際特許商標事務所	本田技研工業(中国)投資有限公司
富士電機(株)北京事務所	エプソン(中国)有限公司
西村あさひ法律事務所 上海事務所	三菱化学(中国)管理有限公司
YKK(中国)投資有限公司	京瓷(中国)商貿有限公司
東麗繊維研究所(中国)有限公司	

### 3. 調査研究方法

#### (1)最新重要判例の網羅的研究

以下の①～④の判例リストの中から、各社の実務に関わりそうな分野の判例の絞り込みを行い、  
その上で、毎月(9カ月間)担当企業(毎月2～3社)を決めて発表・討論を実施した。

- ①2016年度10大知的財産案件
- ②2016年度50の典型的知的財産案件
- ③2016年度知的財産案件年度報告摘要
- ④各地方(北京等)で公表された2016年度10大判例 等

### 3. 調査研究方法

## (2)参加企業のニーズに基づく特定のテーマに絞った判例等の深掘り研究

※研究を行った企業：28社

研究テーマ	参加企業名
最近の实用新案による権利行使の判例研究	●花王株式会社、YKK(中国)投資有限公司、花王(中国)研究開発中心、貝親管理(上海)有限公司、東麗繊維研究所(中国)有限公司、富士電機(株)北京事務所、村田(中国)投資有限公司、松下電器研究開発(蘇州)有限公司 (計8社)
素材関連の判例研究	●鐘化企業管理(上海)有限公司、東洋紡株式会社、東洋紡高機能製品貿易(上海)有限公司、電装(中国)投資有限公司、旭硝子(中国)投資有限公司上海分公司、啓源国際特許商標事務所、旭化成(中国)投資有限公司、日立化成(中国)投資有限公司、三菱化学(中国)管理有限公司 (計9社)
賠償金額に関する判例研究	●三菱重工業(中国)有限公司、パナソニック(中国)有限公司エコソリューションズ社、松下電器研究開発(中国)有限公司、ソニー(中国)有限公司、エプソン(中国)有限公司、IP FORWARD法律特許事務所 (計6社)
弁護士の訴訟実務ノウハウ研究	●三菱重工業(中国)有限公司、富士通(中国)有限公司、新日鐵住金諮詢(北京)有限公司(新日鐵住金北京事務所)、ソニー(中国)有限公司、アルプス・中国有限公司、富士施楽(中国)有限公司、京盜(中国)商貿有限公司、村田(中国)投資有限公司、日立化成(中国)投資有限公司 (計9社)

※●はテーマリーダー



### 3. 調査研究方法

#### (2)参加企業のニーズに基づく特定のテーマに絞った判例等の深掘り研究

テーマごとに活動方法を決め、個別に研究を実施した。

例：研究対象判例の収集・絞り込み

判例の研究

法律事務所へのヒアリング 等

※テーマごとの活動方法の概要については

末尾添付の「【研究成果】特定テーマ研究概要」を参照

# 4. 研究に基づく成果

## (1)最新重要判例の網羅的研究

※研究判例数：合計26件

	対象判例一覧名称
1	2016年10大知的財産案件
2	2016年50の典型的知的財産案件
3	2016年知的財産案件年度報告摘要
4	各地方(北京等)の2016年度10大判例等



概要

分野	研究判例の争点・トピック等の例
専利	現有技術の抗弁、仮処分、薬品製造方法特許、生物関連発明のサポート要件 等
商標等	中文商標と英文商標との類似性判断、自然人の氏名権 等

※詳細については、

末尾添付の「【研究成果】研究済み判例一覧表」を参照

## 4. 研究に基づく成果

### (2)参加企業のニーズに基づく特定のテーマに絞った判例等の深掘り研究

研究テーマ	成果概要
最近の实用新型による権利行使の判例研究	研究した判例の要旨、主要な論点、实用新型の特徴をまとめた報告書の作成
素材関連の判例研究	法律事務所へのヒアリング結果を含む活動全般のまとめ報告書の作成
賠償金額に関する判例研究	研究した判例の要旨、主要な論点、損害額算出方法などをまとめた報告書の作成
弁護士の訴訟実務ノウハウ研究	弁護士との意見交換を通じて、侵害訴訟の各段階において検討すべき事項等を整理

※詳細については、

末尾添付の「【研究成果】特定テーマ研究概要」を参照

①最新判例研究においては、研究できた判例の範囲内ではあるが各分野（特許権、商標権等）における最新の判例の動向を確認することができた。

⇒ 詳細は末尾添付の「【研究成果】研究済み判例一覧表」参照

②テーマごとに実施した研究においては、法律事務所へのヒアリング等を通じて、訴訟実務に関わる知見を得ることができた。

⇒ 詳細は末尾添付の「【研究成果】特定テーマ研究概要」および後日指定されたウェブサイト上で公表予定のテーマ毎の報告書参照

・最新判例研究、特定テーマ別研究の両方において、現時点での判例等の状況を把握することができたが、様々な要因で変化することも十分想定されることから、今後も継続的に研究を続けていくことが重要であると考えます。

## 【研究成果】 研究済み判例一覧表

# 【研究成果】研究済み判例一覧表 1/13

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2016年50 の典型的 知的財産 案件 No.1	特許	中国国際海運コンテナ（集団）股份有限公司、深セン中集天達空港設備有限公司、Vs ThyssenKrupp Airport Systems Co.(Zhongshan) Ltd.、広州市白雲国際機場（股份）有限公司の発明専利権侵害紛争再審事件	(2016)最高法民再179号	株式会社ニコン	専利法に規定する出版物とは、技術又は設計の内容が記載され、独立して存在し、頒布されるものであり、その公開・出版の日時が証明される必要がある。
2016年50 の典型的 知的財産 案件 No.13	商標	杭州奥普衛厨科技有限公司と浙江現代新エネルギー有限公司、浙江凌普電器有限公司及び楊艶に関する商標権侵害事案の再審案件	(2016)最高民字第216号	パナソニック（中国）有限公司エコソリューションズ社	<p>①商標権の保護強度は、商標の顕著性及び知名度に適応しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イノベーションを激励し、成果を保護する目的及び比例性原則に基づき、知財権の保護範囲及び強度は特定な知的財産権の創造性及び貢献度に適合しなければならない。</li> </ul> <p>保護範囲、強度がイノベーションへの貢献に適合し、イノベーションの創出を有利になる場合のみ、比例性原則の要求に合致する。</p> <p>②使用行為は係争商標の識別及び区分機能に損害を与えない、且つ、市場混淆の結果に招きなかった場合、法律が禁じられる行為ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商標法が保護すべき内容は、商品及びサービスの識別及び区別機能であり、登録行為に基づく確定された商標標識自身ではない。よって、商標標識自身が類似するか否かは、権利侵害行為が成立したか否かの決定的な要素ではない。</li> </ul>

# 【研究成果】研究済み判例一覧表 2/13

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2016年50 の典型的 知的財産 案件 No.35	技術契約	钦州锐丰钢铁科技 有限公司と北京航空 航天大学との間の技 術契約紛争の上訴 案件	(2015)民三 終字第8号	兄弟（中 国）商業有 限公司	技術委託開発契約における契約取消権の行使の合法性の判断のうち、詐欺行為が行われたどうかの判断にあたっては、技術開発活動には段階性があり、その結果には不確実性が伴うという、技術開発活動本来の特性を十分に考慮すべきであり、区別技術開発の異なる段階を尊重しつつ、契約締結時にすでに知られた事実および受託者が合理的に予見できる状況に基づき、虚偽の情報を告知したか、または真実の状況を隠蔽しかたを判断すべき。
2016年10 大知的財 産案件 No.5	商標	拉菲罗斯柴尔德酒 庄、南京金色希望酒 業有限公司と国家工 商行政管理総局商 標評審委員会との商 標争議行政事件の 再審案件	(2016)最高 法行再34号	電装（中 国）投資有 限公司	<p>&lt;要旨&gt;</p> <p>①商標の類似判断においては、商標の構成要素及びその全体の類似程度を考慮するのみならず、関連商標の顕著性と知名度、使用商品の関連程度等の要素も考慮することにより、容易に混同するか否かの判断基準とする必要がある。</p> <p>②既に一定期間 登録使用された商標に対し、該商標が既にその使用を通じて比較的高い市場名声を築き、自身の関連公衆グループを形成していたか否かについては、使用時間の長さで決定するのではなく、客観的にその使用行為を通じて関連公衆が該商標と関連商標を区別できていたか否かで決定する。</p> <p>&lt;典型の意義&gt;</p> <p>・中文商標と英文商標との類似性判断の裁判基準を明確にし、非常に重要な指導意義を有する。</p>



# 【研究成果】研究済み判例一覧表 3/13

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2016年50 の典型的 知的財産 案件 No.6	実用新案	李占全 Vs 趙金山 の実用新案専利 権侵害紛争上訴事 件	(2016)魯民 終1684号	豊田工業管 理(中国) 有限公司	案件の審理の必要性に基づいて、人民法院は原告に専利権評価報告を提出するよう要求することができる。原告が正当な理由なしに提出しない場合は、人民法院は訴訟を中止する、あるいは原告が不利な結果となる可能性を負う裁定をすることができる。
2016年50 の典型的 知的財産 案件 No.10	意匠	Christian Louboutin vs. 広州問嘆貿易有 限公司、広州貝玲妃 化粧品有限公司、広 州欧慕生物科技有 限公司的意匠専利 権侵害訴訟前禁止 令事件	(2016)粵73 行保1,2,3号	旭硝子(中 国)投資有 限公司上海 分公司	訴訟前禁止令(仮処分)は知財侵害訴訟の中で重要な救済手段の一つで、下記六つを考えないといけない。 ①申請者(権利者)の権利は安定かどうか ②被申請者(被疑侵害者)の行為は権利侵害の可能性があるかどうか ③措置を取らないと、申請者の合法権益に取り返しのつかない損失をもたらすかどうか ④禁止令の執行による被申請者の損失は禁止令の不執行による申請者の損失より小さい・相当かどうか ⑤被申請者の行為をやめさせることで社会の公衆利益を損害するかどうか ⑥申請者は有効、適切な担保を提供したかどうか

# 【研究成果】研究済み判例一覧表 4/13

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2016年知的財産案件年度報告摘要 No.1	特許	礼来公司与華生公司の薬品製造方法特許侵害民事訴訟の再審案件	(2015)民三終字第1号	日立化成(中国)投資有限公司	<p>&lt;要旨&gt;                      本案は訴訟請求範囲が異なるから、重複訴訟ではない。本案は訴訟時効を経過していない。華生公司の製造方法は、特許権に記載の方法と比べて中間体が相違し、技術特徴も同一の技術手段に属さず、得られた効果にも大きな差異があり、均等侵害を構成せず、特許権の保護範囲に入っていない。</p> <p>&lt;判例の意義&gt;                      薬品製造方法専利において、相反する証拠がない状況下では、被疑侵害品の薬品は監督部門に備案したときの製造方法をその製造方法として推定する。被疑侵害品の製造方法が真実でないという証拠が提出された場合、技術の出処、生産手順、生産記録、備案書面等の事実や、技術調査官、専門家補助参加人、司法鑑定、専門家アドバイス等の複数の経路を用いて調査する。</p>
2016年10大知的財産案件 No.6	意匠	松下電器産業株式会社と珠海金稻电器有限公司、北京麗康富雅商貿有限公司意匠特許権侵害訴訟上訴案件	(2016)京民終245号	ソニー(中国)有限公司	<p>① 比較的独立な設計要素を加えても、機器本体が侵害製品と認定された場合、全体的侵害製品として認定される。</p> <p>② 実際の損失あるいは取得した利益を確定することが困難である場合に対して、前記の金額が明らかに法定賠償最高金額を超える証拠がある場合、全件の証拠状況を総合に確認し、法定の最高賠償金額以上に合理的な賠償金額を確定する。</p> <p>③ ネットで検索し得た同じモデルの販売数及び当該製品の平均金額を根拠にして賠償金額を確定した。</p> <p>④ 積極的に証拠収集かつレシートのある合理的な支出費用は全部支持される。</p>

# 【研究成果】研究済み判例一覧表 5/13

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2016年50の典型的知的財産案件 No.26	商標・不正競争	重慶空港浙商皮革城管理有限公司と「海寧中国皮革城股份有限公司」との間の不正競争/商標権侵害紛争事件	(2016)渝民終536号	啓源国際特許商標事務所	<p>&lt;要旨&gt;</p> <p>①組み合わせ登録商標の類似判断、不正競争該当性の判断においては、商標の構成要素及びその全体の類似程度に加え、各構成要素の顕著性、知名度も考慮する。</p> <p>②被疑侵害行為が複数存在する場合、法院は、各行為を逐一認定し、商標権侵害行為と不正競争行為に対して、各々判決する。</p> <p>③損害賠償の認定において、ライセンス料の倍数を基準とする際には、既存のライセンス先と、被告の地域優勢、経営規模などの格差が考慮される。</p> <p>&lt;典型の意義&gt;</p> <p>商標権侵害と不正競争の適用基準を明確化</p>
2016年50の典型的知的財産案件 No.12	商標	張紹恒と、沧州田霸農機有限公司及び朱占峰との商標権侵害紛争の再審申請案件（商標権共有の判例）	(2015)民申字第3640号	富士電機（株）北京事務所	商標権が共有の場合、商標権の行使が当事者の意思自治原則に従い、共有者の協議を通じて意見を合意した上で、権利を行使する。意見の一致できない、正当な理由がない場合は、何れの共有者は、他の共有者が一般許諾方式によって他者に当該商標の実施を許諾することを阻止することができない。

# 【研究成果】研究済み判例一覧表 6/13

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2016年10 大知的財産案件 No.3	商標	江蘇省広播電視总台等vs.金阿欽の商標権侵害紛争再審案件	(2016)粵民再第447号	西村あさひ法律事務所 上海事務所	<p>&lt;要旨部分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番組標識が、テレビ番組、公式サイト、広告、現場宣伝等商業活動において繰り返し単独で又は際立って使用され、出所の識別機能を持つため、商標的使用となる。</li> <li>・商標法の保護対象は、登録行為により固定された商標標識ではなく、商標が持っている商品・サービスの出所を区別する機能である。①番組標識と金氏の商標は、客観的要素の面で類似するが、商標法上の類似性は有しない。②番組標識に対応するサービスも金氏の商標のサービスと同一又は類似していないため、関連公衆に誤認混同を生じさせない。したがって、商標権侵害に当たらない。</li> </ul> <p>&lt;主要な争点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番組標識の使用は、商標的使用になるか</li> <li>・番組標識の使用は、本件被申立人の商標権を侵害したのか</li> </ul>
2016年50 の典型的知的財産案件 No.17	商標・不正競争	桜花衛厨（中国）股份有限公司vs蘇州桜花科技發展有限公司、中山桜花集成厨衛有限公司等の商標権侵害と不正競争紛争控訴事件	(2015)蘇知民終字第00179号	YKK（中国）投資有限公司	<p>①市場経営者として、誠実信用原則及び公認の商業道徳を遵守すべき、他人の先行権利に対して、合理的な回避をすべき。</p> <p>②被告は共同で権利侵害故意がある、そして、販売商品と経営範囲は類似すること、共同の販売ルートを利用して商品販売していることや、広告語も類似していること、権利侵害方法と手段も同じであることから、共同権利侵害行為に該当すると判断し、連帯責任を負うべき。</p> <p>被告屠(ド)氏と余氏は過去でも権利侵害履歴がある上、さらに別の会社を設立して、同じ侵害行為を繰り返している。設立された法人は現在に至り、主に権利侵害の経営内容であったので、大株主である被告屠(ド)氏と余氏は連帯責任を負うべき。</p>

# 【研究成果】研究済み判例一覧表 7/13

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2016年知的財産案件年度報告摘要 No.3	実用新案	再審申請人上海優周電子科技有限公司 Vs 被申請人深圳市精華隆安防設備有限公司の実用新案権利侵害紛争 再審事件	(2016)最高法民再384号	東麗纖維研究所(中国)有限公司	無効宣告の決定は、特許権無効宣告の前に人民法院が下し、かつ既に執行された特許権侵害の判決に対して遡及力を持たないものとする。ただし、当該特許権は既に無効され、特許に係わる技術方案は公知になったので、如何なる単位及び個人が当該技術方案を実施でき、特許権者は上記行為を制止する権利を持っていない。
2016年10大知的財産案件 No.7	意匠	上海晨光文具股份有限公司と得力集団有限公司、済南坤森商貿有限公司意匠権侵害訴訟	(2016)滬73民初字113号	金杜律師事務所	<p>① 登録意匠のペンホルダー本体形状等のデザイン特徴が登録意匠のデザイン風格を確定し、被疑侵害製品もこれらのデザイン特徴を有すると、両者はデザイン風格及び主なデザイン特徴が類似する。</p> <p>② 登録意匠の簡単な説明に色彩の保護を明確に要求していない場合、形状により生じる明るさ、濃さの変化等から形成される図案は存在しない場合、侵害判定のときに色彩、図案の要素を考慮すべきでない。</p> <p>③ 消費者がペン類製品を選ぶとき、形状以外にブランド、リフィルの重さ、外観図案、色彩等全てが主な考慮要素となるので、被告が登録意匠の形状を使用して得られる侵害の利益は、被疑侵害製品の利益の一部分に過ぎず、被疑侵害製品の利益の全てを侵害の利益とすることはできない。</p>

# 【研究成果】研究済み判例一覧表 8/13

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2016年 上海法院 10大案件 No.5	意匠	盛記(上海)家居用品有限公司 VS.上海統一星巴克咖啡有限公司、增城市增豪不銹鋼製品有限公司意匠権侵害訴訟案件	(2015)滬知民初字第504号	貝親管理(上海)有限公司	<p>①本案件の焦点は両被告の先用権抗弁が成立するか否かの判断にある。</p> <p>②先使用权成立の構成要件：(1)先用権者が意匠の出願日前に関連製品を製造しているか、(2)関連製品は同じ製品であるか、(3)先用デザインは先用権者が独自で設計またはその他の合法的な手段で取得しているか、(4)先用権者は元の範囲以内で引き続き製造しているか。</p> <p>③被疑侵害製品は意匠権の権利範囲に入っているものの、先用権抗弁が成立されるため、意匠権侵害行為に該当しない。</p>
2016年50 の典型的 知的財産 案件 No.2	実用新案	専利権非侵害確認訴訟の上訴事件	(2016)蘇民終610号	旭化成(中国)投資有限公司	<p>専利権利者が他者に対して提起した権利侵害訴訟を取下げたとしても、当該専利権の行使について留保し、被警告人の不安定な法律状態が継続していると判断できる場合、被警告人が権利者に対し書面により訴権行使を催告していなくても、被警告人による専利権非侵害確認訴訟の提起を受けた人民法院はこれを受理しなければならない。</p>

# 【研究成果】研究済み判例一覧表 9/13

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2016年50の典型的知的財産案件 No.9	意匠	深圳市基本生活用品有限公司 v s 深圳市思派硅胶电子有限公司の意匠専利権侵害紛争上訴案	(2016)粵高終1036号	日立 (中国) 有限公司	<ol style="list-style-type: none"> <li>権利侵害成立。 ①被告製品は原告意匠権の類似範囲にある。 ②被告の抗弁（原告意匠権は無効理由を有する）は不成立。</li> <li>被告の権利侵害行為を重複侵害行為と認定。</li> <li>被告の賠償責任について、懲罰的損害賠償として賠償金額（合理的出資を含む）を10万人民元に引き上げる（一番は合理的出資約5,588元の支払い）。</li> </ol>
2016年上海法院10大案件 No.2	不正競争	北京爱奇艺科技有限公司vs深圳聚网视科技有限公司の他の不正競争紛争上訴事件	(2015)沪知民終字第728号	IP FORWARD 法律特許事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>原告と被告とは競争関係に立つと判断され、不正競争法が適用されるべきである。</li> <li>被告は技術手段を利用し、広告をスキップさせ、原告の動画コンテンツを直接に視聴可能にする行為は不正競争と認定される。</li> <li>被告の民事責任について、謝罪広告の掲載、経済的損失30万元、合理的出資を6万元を認められた。</li> </ol>

# 【研究成果】研究済み判例一覧表 10/13

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2016年50の典型的知的財産案件 No.7	特許	江蘇騰天工業炉有限公司vs重慶沃克斯科技股份有限公司、通裕重工股份有限公司の発明専利権侵害紛争上訴事件	(2016)魯民終2427号	日東電工(中国)投資有限公司	<p>①現有技術抗弁を主張する者は、係争専利の全ての構成要件に対応する構成を備えた製品が係争専利の出願日において既に存在していたことを主張立証する必要がある。対象製品が専利出願前の公知技術であるか、又は、専利出願時において当業者が公知技術から極めて容易に推考できたものであることが要件である。</p> <p>②善意端末の利用者の保護：被疑侵害製品の使用者が、当該製品の合理的な対価をすでに支払ったことを立証した場合、使用の差止めの対象とならない。</p>
2016年50の典型的知的財産案件 No.3	特許	寧泰社と錢峰社の発明特許権侵害民事訴訟に関する二審案件	(2016)浙民終506号	花王(中国)研究開発中心	<p>1、機能性技術特徴は同等又は均等かを判断する時、明細書及び付図の記載から、当該機能を実現するための必須技術特徴を正確に概括しなければならない。当該機能を実現するための必須技術特徴でないものは、クレーム範囲に入れてはいけない。</p> <p>2、機能性技術特徴は独立した技術単位であり、その全体を係争侵害品と対比させるべきである。機能性技術特徴に含まれる技術要素を更に仕分け、係争侵害品と対比してはいけない。</p> <p>3、均等を判断する時、実用新案に比べ、イノベーションの度合いが高い発明特許のほうは広い均等範囲を適用すべきであり、発明の本質に関わる技術特徴に比べ、発明の本質でない技術特徴のほうは広い均等範囲を適用すべきである。</p>



# 【研究成果】研究済み判例一覧表 11/13

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2016年 上海法院 10大案件 No.7	商標・ 不正競争	大潤発投資有限公司と康成投資（中国）有限公司の間登録商標侵害及び不正競争紛争上訴案件	(2016)滬民終409号	林達劉グループ	<p>1. 同業者が他人の商標の知名度を明知していながら、他人の商標を企業名称として登録し、かつ、全方面における使用を行い、他人の商業信用に対する主観的なた乗りの故意があると同時に、関連消費者の誤認をもたらすおそれがあり、莫大（ばくだい）な競争優位を勝ち取っている場合、この行為は、商標権侵害と不正競争に該当する。被疑侵害者の主観的な故意と他人の商標の知名度を結合させれば、被疑侵害者の自社の企業名称に対する規範化された使用が依然として関連公衆の誤認をもたらす場合、当該企業名称の使用は停止しなければならない。</p> <p>2. 法定賠償を適用するとき、被疑侵害商標の知名度が比較的高く、権利者の販売及び利益に対する被疑侵害商標の貢献が比較的大きく、権利商標の商業信用に対する侵害者の主観的なた乗りの悪意が明らかであり、権利侵害の情状及び権利侵害行為の規範と範囲が比較的大きく、もたらされた損害の結果が比較的深刻である場合は、懲罰的賠償を適用することができる。</p>
2016年50 の典型的 知的財産 案件 No.8	意匠	胡崇亮 VS 佛山市南海迪利装饰材料厂、董峰の意匠専利権侵害紛争上訴案件	(2015)粵高法民三終字第517号	本田技研工業（中国）投資有限公司	<p>先行意匠抗弁の証拠認定： ネット証拠の一つとしてのQQ空間にある写真は公開性を持っているかどうかについての認定</p> <p>①QQ空間の利用者は企業行為で、主要用途は会社製品の宣伝である、かつ迪利装飾厂より提出した証拠書にはQQ空間の製品写真は“すべての人が閲覧できる”状態と記載している、写真アップロードされた時点から係争意匠出願するまでは半年間も経った。</p> <p>②原告の胡崇亮氏が反論証拠を提出できなかったため、被告の迪利装飾厂より主張した先行意匠抗弁は設立。</p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2016年10 大知的財産案件 No.1	商標	迈克尔·杰弗里·乔丹 (Michael Jeffrey Jordan)vs国家工商行政管理总局商標 審判委員会、乔丹体 育股份有限公司の 商標係争行政事件 の再審案件	(2016)最高 法行再15、 20、25、26、 27、28、29、 30、31、32号	エプソン（中 国）有限公 司	<p>&lt;要旨&gt;</p> <p>1. 先行（民事）権利について、商標法に特別な規定はないが、民法通則、侵權責任法及び其の他の法律に基づき保護を与えるべき、且つ係争商標の出願日前に民事主体が法によって当該民事権利若しくは民事權益を享受する場合、包括的保護を与えるべきだ。</p> <p>2. 自然人が特定名称により氏名権を主張する場合、当該特定名称は下記3点を満たさなければならない。1) 当該特定名称は、一定の知名度があり、関連公衆に周知されている。2) 関連公衆は当該特定名称を用いて当該自然人を指し示している。3) 当該特定名称と当該自然人の間に安定した対応関係が確立している。</p> <p>3. 外国人は、自分の氏名の中国語訳名の一部により氏名権を主張する場合、当該外国人に対して一般的に中国関連公衆はどう呼ぶかを考慮に入れる必要です。</p> <p>4. 公民は氏名権を享受し、氏名の使用が権利であり義務ではなく、氏名権を主張する前提でもない。また、商標法（2001版）第31条によって、他人の先行氏名権に保護を与える時、係争商標を付した商品・役務に対して、関連公衆が当該自然人が同商品・役務のイメージキャラクターであるか、当該自然人の許諾をもらったかの誤認の有無は、当該自然人の氏名権が侵害されるか否かを判断する要因の一つだ。</p> <p>&lt;典型の意義&gt;</p> <p>2016年公布の『商標の権利付与・権利確定に係わる司法解釈』の関連規定を適用し且つ明確した。</p> <p>先行権利を保護し、悪意をもって冒認出願を差し止め、商標出願・権利付与の秩序を規制する。</p>

判決掲載元	分野	案件名	案件番号	担当企業	判決の要旨等
2016年10 大知的財産案件 No.4	特許	国家知識産権局専 利復審委員会、諾維 信公司 vs 江蘇博立 生物製品有限公司 の発明専利権無効 宣告行政紛争再審 事件	(2016)最高 法行再85号	三菱化学 (中国) 管 理有限公司	<p>&lt;要旨&gt; 生物関連発明について、オープン式の表現で記載されたク レーム（特定の配列に対する相同性の数値（%）で規定 されている場合や、特定の配列を「含む」と記載されている場 合）であっても、その遺伝子の「由来」及び「機能」について 限定する場合、当該特定の配列のタンパク質や遺伝子につ いての効果が実施例で示されていれば、請求項に記載され た発明が明細書によりサポートされていると認められる。</p> <p>&lt;判例の意義&gt; 生物関連発明について、サポート要件の判断基準（権 利付与の基準）を明らかにしたことは、タンパク質や遺伝子 関連の明細書を作成する発明者にとっても、それを審査す る審査官にとっても大きな意義があると考えられる。</p>
2016年50 の典型的 知的財産 案件 No.18	商標	釣魚台美高梅酒店 管理有限公司と安徽 省高速地産集團 (蘇州) 有限公司 に関する商標権侵害 の上訴案件	(2016)苏民 終1167号	京瓷(中 国) 商貿有 限公司	<p>&lt;要旨&gt; ①本件に係る商標と類似する標識が建物の名称として使 用した行為は、関連公衆に混同・誤認をさせやすいため、商 標権侵害にあたる。 ②被使用許諾者は、商標権侵害行為に対して訴訟請求 を提出することができる。</p> <p>&lt;典型の意義&gt; 建物の名称はその建物の出所を識別する機能を有するた め、商標的な使用と判断すべきと明確化した。</p>

## 【研究成果】 特定テーマ研究概要

# 【研究成果】特定テーマ研究概要 1/4

テーマ	最近の実用新案による権利行使の判例研究
参加企業	東麗繊維研究所（中国）有限公司、YKK（中国）投資有限公司、貝親管理（上海）有限公司、富士電機（株）北京事務所、花王（中国）研究開発中心、村田（中国）投資有限公司、松下電器研究開発（蘇州）有限公司、花王株式会社： 合計8社
活動の狙い	権利行使に関わる実用新案独自の取り扱いの抽出
活動プロセス	<ul style="list-style-type: none"><li>・関連裁判例の収集→研究裁判例絞り込み（9件）</li><li>・各社持ち回りで裁判例の研究・発表</li><li>・裁判例の要旨、主要な論点、実用新案の特徴に関する報告書の作成</li></ul>
研究裁判例	(2011)民提字第306号 (2012)民提字第4号 (2013)民提字第116号 (2015)民申字第188号 (2015)民申字第2826号 (2016)民申字第167号 (2016)民申字第180号 (2016)民申字第712号 (2016)民申字第1089号
活動のまとめ	検討した侵害事件の判決文上、実用新案権と特許権では、取り扱いに大きな差は見つからなかった。

# 2017年度

訴訟紛争専門委員会・最近の実用新案による権利行使の判例研究



2018年3月9日

花王株式会社

飯高 一弘

1. 活動経過
2. まとめ
3. 研究した裁判例の判決の要旨

# 1-1. 活動経過①(7月～8月)

## 1) 裁判例収集

実用新案での権利侵害事件で、且つ、無効審判が請求された裁判例を収集

【使用DB】

中国裁判文書ネットHP(<http://wenshu.court.gov.cn/>)

【条件】

全文=(实用新型 and 侵权 and 无效) and 法院层级=(最高人民法院)

2012～2016年

⇒81件ヒット、9件の裁判例を抽出



## 1-2. 活動経過②(9月～12月)

2)各自が担当裁判例を研究

3)次ページ記載の日程で発表、全員で議論

4)裁判例のまとめ及び報告(9～12月)

- ・パワーポイントにまとめ
- ・チーム内報告
- ・実用新案の特徴の有無を議論

# 1-2. 活動経過③研究した裁判例

会合日	担当者	企業名	判決番号	ポイント
9月12日	藤本 直史	村田（中国）投資有限公司	(2015) 民申字第2826号	対象物の属否判断
	高橋 和久	YKK（中国）投資有限公司	(2015) 民申字第188号	抵触出願による抗弁
	飯高 一弘	花王株式会社	(2013) 民提字第116号	損害賠償額の算定
10月10日	蔣 賢	松下電器研究開発（蘇州）有限公司	(2012) 民提字第4号	対象物の属否判断、 証拠及び賠償金の取り方
	虞 静怡	花王（中国）研究開発中心	(2011) 民提字第306号	禁反言、先行技術抗弁、均等論
	董 俊 王 辰夷	貝親管理（上海）有限公司	(2016) 民申字第167号	無効審判請求後の 審理継続の適否
11月13日	陳 衛華	東麗纖維研究所（中国）有限公司	(2016) 民申字第712号	評価報告書未提出の適否
	張 雄	花王（中国）研究開発中心	(2016) 民再180号	禁反言
12月6日	李 春艷	富士電機（株）北京事務所	(2016) 民申字申1089号	評価報告書の審決への影響

## 2. まとめ

### 1) 他法域との比較

- ・ **実用新案権では早期の権利行使が可能** ((2015)民申字第188号)。
- ・ **意匠権に比べて高額の損害賠償額を認定** ((2013)民提字第116号)。
- ・ **引例の技術範囲が、審判では狭く認定され、本件実用新案権の均等範囲が、裁判で狭く解釈されている** (当チームメンバーの私見)。

### 2) 実用新案独自の制度についての判決文中の判断

- ・ **技術評価書未提出は手続きの過誤にならない** ((2016)民申字第712号)。
- ・ **技術評価書では審決を覆すことはできない** ((2016)民申字第1089号)。

### 3) 結論

検討した侵害事件の判決文上、実用新案権と特許権では、取り扱いに大きな差は見つからなかった。

# 3. 研究した裁判例の判決の要旨

**案件名：**兆世公司与金豆米公司に関する实用新型专利权纷争の再審案件

**案件番号：**最高人民法院（2015）民申字第2826号

**要旨：**

- ①被疑侵害品の“リング”は請求項 1 の“接続構造”に含まれる。
- ・被疑侵害品の“リング”と対象専利の“接続構造”の技術的特徴は、実施方式、作用、効果が基本的に同じであり、“リング”は請求項 1 の“接続構造”に含まれる。

**他法域の権利と実用新案権の差異：**

- ・進歩性の判断（実用新案権と特許権）
- 打合せの参加者の心証「審判での本件と同一の技術分野の範囲が狭い。」

**無効審判の判断：**

- ・補正有で全クレーム維持

# 3. 研究した裁判例の判決の要旨



**案件名：**慈溪市博生塑料制品有限公司と陳劍実用の新案権侵害紛争案件再審

**案件番号：**最高人民法院 (2015)民申字第188号

**要旨：**

- ①被告権利侵害人は実施した技術案が抵触出願に当たるとして、専利権の非侵害を主張した場合、侵害被疑技術案が抵触出願により完全に公開されたかどうかを審査しなければならない。
- ②当該技術案は抵触出願に対して新規性がない場合、抵触出願による抗弁は成立する。

**他法域の権利と実用新案権の差異：**

- ・（実用新案権と特許権）  
迅速な権利行使、事件の処理：判決は2015年12月17日、  
同日出願の特許権の授権公告2017年2月15日

**無効審判での判断：**

- ・補正無で全クレーム維持

# 3. 研究した裁判例の判決の要旨

**案件名：**中山市隆成日用制品有限公司と湖北童霸儿童用品有限公司の实用新案権侵害紛争事件の再審

**案件番号：**最高人民法院 (2013)民提字第116号

**要旨：**

①实用新案権侵害訴訟事件の調停に違反してなされた实用新案権侵害事件における損害賠償額の算定は、調停で定められた算出方法に基づいて行われるべきである。

**他法域の権利と实用新案権の差異：**

- ・調停契約中の賠償金(实用新案権と意匠権)  
権利を侵害した場合の賠償金に係る最高人民法院による調停  
实用新案権：100万元、意匠権：50万元
- ・進歩性の判断(实用新案権と特許権)
  - ・引例が2件のみ
  - ・打合せの参加者の心証「審判での本件と同一の技術分野の範囲が狭い。」

**無効審判の判断：**

- ・請求項 4, 5 は維持

# 3. 研究した裁判例の判決の要旨

**案件名：**福建省偉志興体育用品有限公司と泰山体育産業集団有限公司に関する実用新型専利権紛争の再審案件

**案件番号：**最高人民法院 (2012)民提字第4号

**要旨：**

- ① “緩衝層に粘接する絨毯層”に関する解釈  
被疑侵害品の“放置”と請求項1の“粘接”は類似範囲にならない
- ② 被疑侵害品は請求項範囲にならない

**他法域の権利と実用新案権の差異：**

- ・見つからなかった。

**無効審判の判断：**

- ・補正無で全クレーム維持

# 3. 研究した裁判例の判決の要旨



**案件名：** 中誉社と九鷹社の実用新案権侵害民事訴訟の再審案件

**案件番号：** 最高人民法院 (2011)民提字第306号

**要旨：**

- ①無効審判において、独立項が無効され、当該独立項に従属する従属項をベースに権利が有効だと維持される時、権利人は（補正又は意見陳述の形で）権利放棄と明示しなかった、且つ、当該従属項に記載の付加技術特徴は当該独立項に概括されていない場合、禁反言は適用しない。
- ②係争侵害品の「アクチュエータ駆動回路の配電盤に線形のカーボン膜と金メッキ銅棒が配置されている。」という技術特徴は先行技術と均等だと見られないため、先行技術抗弁は成立しない。

**他法域の権利と実用新案権の差異：**

- ・見つからなかった。

**無効審判の判断：**

- ・請求項 3 は維持



# 3. 研究した裁判例の判決の要旨

**案件名：**寧波奧克斯空調有限公司と廣東美的冷凍設備有限公司などの実用新案侵害紛争事件の再審

**案件番号：**最高人民法院 (2011)民申第167号

**要旨：**

①原告が生産・販売する製品は被告の実用新案の権利範囲に落ちて、権利侵害に該当し、一審及び二審判決で実用新案権利侵害行為を停止するよう命じられている。被告は原告の実用新案に対し二回無効審判を請求したが、第1回は実用新案が維持され、第2回は実用新案が部分的に無効(クレーム1～7)される決定が下された。しかし、第2回の無効審判決定が下された時は、権利侵害案件の再審判決が下された後で、被告にとっては権利侵害訴訟に抗弁する意義はなかった。

**他法域の権利と実用新案権の差異：**

- ・進歩性の判断 (実用新案権と特許権)  
当業者にとって妥当な引例の組み合わせが認められなかった。

**無効審判の判断：**

- ・請求項 8 ～ 10 は維持

# 3. 研究した裁判例の判決の要旨

**案件名：**東莞怡信磁碟有限公司と夏六麗、浙江淘宝網絡有限公司の实用新型專利権に関する紛争の再審案件

**案件番号：**最高人民法院 (2016)民再第180号

**要旨：**

- ①無効審判において、特許権利有効維持の理由は権利範囲の限定作用を明確した。被疑侵害品は権利範囲になるのかどうかを判定時、該限定の技術特徴を考慮すべき。
- ②“外殻”は排気構造と相互協力の技術特徴は係争実用新案が進歩性有る、かつ、権利有効維持の一つの原因。被疑侵害品の“外殻”は系争実用新案のクレーム1の“外殻”の機能がありませんので、権利範囲にならない

**他法域の権利と実用新案権の差異：**

- ・見つからなかった。

**無効審判の判断：**

- ・補正無で全クレーム維持

# 3. 研究した裁判例の判決の要旨

**案件名：**張家港市恒科有限公司と傲科塑料製品（張家港）有限公司の實用新案  
権利侵害紛争 再審民事裁定書

**案件番号：**最高人民法院 (2016)民申字第712号

**要旨：**

- ①特許権評価報告書を提出しなかったことは、民事訴訟法に規定されたプロセス錯誤にならない。
- ②再審段階において、初めて提出された現有技術の抗弁が採用されない。  
採用されると、
  - (1) 権利者にとって訴訟突撃になる；
  - (2) 一審、二審の訴訟プロセスを架空し、当事者が正常の一審、二審プロセスを通して紛争を解決するように導かない。

**他法域の権利と實用新案権の差異：**

- ・見つからなかった。

**無効審判の判断：**

- ・本件裁定後、全部無効

# 3. 研究した裁判例の判決の要旨

**案件名：** 深圳市盈嘉訊実業有限公司と鑫賀精密電子有限公司等実用新案権侵害紛争事件の再審案件

**案件番号：** 最高人民法院 (2016)民申字第1089号

**要旨：**  
実用新案権の専利評価報告書において、権利者に不利な結論は、権利者訴訟請求を却下する根拠として利用できるか否か。  
①実用新案権の専利評価報告は、裁判所が実用新案権の有効性と安定性を審査する時に参考として使用できる、権利侵害紛争案件の証拠の一つである。ただし、専利再審委員会はすでに対象権利に有効を維持の審査決定を下された時は、実用新案の専利評価報告の結論だけでは、審査決定の結論を覆すことは不十分である。

**他法域の権利と実用新案権の差異：**  
・見つからなかった。

**無効審判の判断：**  
・本件判決後、請求項 4 , 5 維持、請求項 1 ~ 3 は無効。

# 【研究成果】特定テーマ研究概要 2/4

テーマ	素材関連の判例研究
参加企業	東洋紡株式会社、東洋紡高機能製品貿易（上海）有限公司、電装（中国）投資有限公司、旭硝子（中国）投資有限公司上海分公司、啓源国際特許商標事務所、旭化成（中国）投資有限公司、日立化成(中国)投資有限公司、三菱化学（中国）管理有限公司、鐘化企業管理（上海）有限公司 合計9社
活動の狙い	素材関連の判例の研究を通して、立証方法を検討する
活動プロセス	<ul style="list-style-type: none"><li>・各社のニーズとして、素材／中間物に関する判例を抽出</li><li>・さらにテーマとして、①間接侵害、②製法特許、③分析が争点となった判例に限定</li><li>・上記観点から判例収集（59件）→研究判例絞り込み（9件）</li><li>・各社持ち回りで判例研究・発表</li><li>・ヒアリング対象判例の選定（3件）とヒアリング実施</li><li>・ヒアリング結果を含む活動全般のまとめ報告書の作成</li></ul>
ヒアリング対象判例	<ul style="list-style-type: none"><li>①(2012)民提字第1号 ※「使用環境特徴」という新しいクレーム解釈の適用</li><li>②(2014)民三終字第2号 ※測定機構による測定結果が争点となった判例</li><li>③(2016)最高法民申第3164号 ※標準物質を使って立証した判例</li></ul>
ヒアリング先務所	①磐華法律事務所②立方法律事務所③联德法律事務所
活動のまとめ	<ul style="list-style-type: none"><li>・クレーム対象物が使用される環境を規定する「使用環境特徴」という新しいクレーム解釈の方法について理解が深まった。</li><li>・侵害を立証するためには測定が必要な素材関連のクレームについて、測定のプロセス、測定の結果の解釈について、参考となる判例を理解することができた。</li><li>・直接クレームと対比が困難な混合物に対して、標準物質と対比することにより、立証に成功した判例を通じて、素材関連クレームの立証方法の選択肢が広がった。</li></ul>

# 2017年度紛争・訴訟専門委員会 素材関連の判例研究チーム



2017年3月9日

鐘化企業管理(上海)有限公司 藤本雅則

1. チームメンバー
2. 活動の狙い
3. 研究方法
4. 活動成果

# 1. チームメンバー

企業・団体名	氏名
東洋紡株式会社	西野泰弘
東洋紡高機能製品貿易(上海)有限公司	北河享
電装(中国)投資有限公司	岩田潤治
旭硝子(中国)投資有限公司上海分公司	唐思維
啓源国際特許商標事務所	宮原貴洋
旭化成(中国)投資有限公司	志賀智行
鐘化企業管理(上海)有限公司	藤本雅則 (リーダー)
日立化成(中国)投資有限公司	太田尚武 (サブリーダー)
三菱化学(中国)管理有限公司	畑澤亮



## 2. 活動の狙い

### 【狙い】

素材・部品メーカーの関心事項として、以下の3テーマを中心に判例を抽出・研究することにより、各社の実務に役立つ知見を得る

〔テーマ①〕素材/中間物がイ号、権利が最終製品であり、**間接侵害**が争われた事例

〔テーマ②〕素材/中間物が関連する**製法特許**の権利侵害が争われた事例

〔テーマ③〕素材/中間物の特許の侵害判断に**分析が必要**で、それが論点になった事例

※(推奨)過去3年～5年以内の判決で、医薬・バイオ関連を除く

※判例抽出方法      法律/特許事務所に抽出を依頼  
                         又は各自で判例を抽出

### 3. 研究方法 ①判例抽出

- 事務所に依頼及び各自が抽出した結果、76件(重複を排除すると59件)の判例が抽出された。

[テーマ①] 素材/中間物がイ号、権利が最終製品であり、**間接侵害**が争われた事例

抽出件数 : 30件(重複を排除すると23件)

[テーマ②] 素材/中間物が関連する**製法特許**の権利侵害が争われた事例

抽出件数 : 26件(重複を排除すると21件)

[テーマ③] 素材/中間物の特許の侵害判断に**分析が必要**で、それが論点になった事例

抽出件数 : 20件(重複を排除すると15件)

### 3. 研究方法 ②判例発表

○各自が研究を希望する判例を決定⇒ 順次発表

発表時期	No.	担当(企業)	判決番号	テーマ
8月25日	No.06	宮原(啓源)	(2015)民申字第582号	②製法特許
9月15日	No.03	西野(東洋紡)	(2012)民提字第1号	①間接侵害
9月15日	No.24	志賀(旭化成)	(2014)民三終字第2号	③分析鑑定
9月15日	No.51	藤本(鐘化)	(2016)浙民終704号	③分析鑑定
10月16日	No.16	北河(東洋紡)	(2013)知行字第11号	②製法特許
10月16日	No.31	岩田(電装)	(2013)沪高民三(知)終字第85号	①間接侵害
10月16日	No.71	唐(旭硝子)	(2016)陝01証保2号	②製法特許
10月16日	No.07	太田(日立化成)	(2016)最高法民申第3164号	③分析鑑定
11月10日	No.19	畑澤(三菱化学)	(2013)豫法知民終字第42号	②製法特許

の案件をヒアリング候補として設定した

### 3. 研究方法 ③ヒアリング先の決定

○ ヒアリング候補3件についてアポイントを取った結果以下のヒアリング日程が確定した。

1件目 (2014)民三終字第2号

北京市立方律師事務所 12/12午後 最終審勝訴側

2件目 (2016)最高法民申第3164号

北京市聯德律師事務所 12/13午前 最終審勝訴側

3件目 (2012)民提字第1号

北京磐華律師事務所 12/13午後 最終審勝訴側

## 4. 活動成果

### ○(2014)民三終字第2号 北京市立方律師事務所

測定機器について明細書記載の機器の更新版を採用した。

様々な事情を考慮し、数値範囲は四捨五入を導入した。

一般的なやり方としては、まず法院に司法鑑定を依頼し、鑑定機構ができなければ鑑定機構より測定機構に依頼する。

### ○(2016)最高法民申第3164号 北京市聯德律師事務所

イ号を直接分析しづらい場合には、標準物質との対比が判断手法として認められうる。

判断ステップは2段階。①標準物質が権利範囲内であることを証明する。②イ号の中に標準物質が含まれていることを証明する。

。

### ○(2012)民提字第1号 北京磐華法律事務所

使用環境特徴は、イ号が当該使用環境で使用できる場合は、実際の使用の事実を必要とせず、侵害を認定できる。

ただし、特許書類に当該使用環境特徴しか適用できないと明確に限定されている場合は、その限りではない。

以下、参考資料

## ○素材チーム内で検討した9件の判例

発表時期	No.	担当(企業)	判決番号	テーマ
8月25日	No.06	宮原(啓源)	(2015)民申字第582号	②製法特許
9月15日	No.03	西野(東洋紡)	(2012)民提字第1号	①間接侵害
9月15日	No.24	志賀(旭化成)	(2014)民三終字第2号	③分析鑑定
9月15日	No.51	藤本(鐘化)	(2016)浙民終704号	③分析鑑定
10月16日	No.16	北河(東洋紡)	(2013)知行字第11号	②製法特許
10月16日	No.31	岩田(電装)	(2013)沪高民三(知)終字第85号	①間接侵害
10月16日	No.71	唐(旭硝子)	(2016)陝01証保2号	②製法特許
10月16日	No.07	太田(日立化成)	(2016)最高法民申第3164号	③分析鑑定
11月10日	No.19	畑澤(三菱化学)	(2013)豫法知民終字第42号	②製法特許



案件名：李陽と宝翔公司の方法特許権侵害民事訴訟の再審案件

案件番号：最高人民法院（2015）民申字第582号

## 要旨

- ① 原告特許権にかかる製造方法は、新製品の製法に該当しない。
- ② 原告が侵害行為の実施可能性を提示し、客観的に侵害の証拠を獲得することができない状況の場合、法院は証拠収集すべき。
- ③ 鑑定費用の不払いを理由に、証拠保全を行わず、非侵害を認定することはできない。

## 判例の意義

- 訴訟手続において、法定の要件を満たすことで、当事者が、法院の指定する手続（鑑定等）を拒否し得ることが示された（個人的見解）。

案件名：株式会社シマノと寧波市日骋工貿有限公司の発明特許権侵害  
民事訴訟の再審案件(自転車部品に関する間接侵害判例)

案件番号：最高人民法院 (2012)民提字第1号

## 要旨

- 間接侵害事件において、「使用環境特徴」という新しいクレーム解釈を適用
- ・クレームに記載の「使用環境特徴」も、クレーム保護範囲の限定作用あり
  - ・「使用環境特徴」のクレーム保護範囲に対する限定程度はケースバイケース
  - ・審査の段階でクレームに追加した技術要件は、必須要件と解釈
  - ・専用品では無いことを示す立証責任を被告に転換

## 判例の意義

- ・「使用環境特徴」に関する新たな法規定を導入  
(北京高院「2013年ガイドライン」、司法解釈「中国最高人民法院特許権 侵害紛争案件の審理における法律適用についての若干の問題に関する解釈(二)」)
- ・多くの法院で「使用環境特徴」のクレーム解釈を適用

案件名: 罗地亚化学公司与海赛(天津)特种材料の特許権侵害訴訟の二審案件

案件番号: 最高法院(2014)民三終字第2号

## 要旨

明細書に記載の測定方法と鑑定機関の測定方法がいずれも国際的に通常用いられる方法に属している場合、両者の測定機械、操作手順が一致しない場合であっても、測定機器や測定条件が測定結果に影響がないという測定員の合理的解釈に基づくことで、鑑定結果は真実性有すると言うことができる。

## 判例の意義

ASTMやISO等の(国際)標準に基づく測定方法である旨を記載しておくことで、明細書に記載した測定装置等が手に入らない場合でも測定が可能である。

案件名: 绚彩公司与维力公司的特許権侵害民事訴訟の二審案件

案件番号: 浙江省高级人民法院(2016)浙民終704号

## 要旨

クレームに「低融点ポリエステル繊維」が規定されており、これを立証する場合に、一方当事者である原告が裁判所に鑑定請求を行い、裁判所は法定の手続に従って名簿からランダムに鑑定機構を選び出し、当該鑑定機構が行った鑑定結果により「低融点ポリエステル繊維」であることが確定された結果、被告製品は請求項1の構成要件を全て充足することが立証された。

## 判例の意義

一方当事者が鑑定を請求することができ、裁判所が選定した鑑定機構の鑑定結果は証拠として採用される。

案件名:特許無効裁定に対する異議を申し立て。

案件番号:最高人民法院(2013)知行字第11号

## 要旨

北京市高級人民法院が出した特許無効裁定支持の判決に異議を申し立てたが、請求棄却された。

## 判例の意義

やみくもに異議を申し立ててもだめ。科学的・技術的事実に基づいた証拠・補足資料の提出ができていれば、結果は違った可能性がある。(私的見解)

案件名：北林公司与風翼公司の専利権侵害民事訴訟の二審案件

案件番号：上海市高級人民法院(2013)沪高民三(知)終字第85号

## 要旨

北林公司が生産した制御器のユーザーマニュアルの記載に基づいて、該制御器に配備された制御プログラムは被疑侵害品に用いるために特別に設計されたものであり、他の用途に直接用いることができないと判断され、この判断を根拠に北林公司による制御器の生産・販売行為が間接侵害行為と認定された。

## 判例の意義

間接侵害の認定において、ユーザーマニュアル等の刊行物の記載に基づいて、専用品の立証が可能なことが示された。

案件名：催化会社が華浩軒公司に対する特許侵害訴訟前証拠保全申請案件

案件番号：陝西西安中級裁2016陝01証保2号

## 要旨

- ① 被疑侵害製品に対する写真撮影証拠保全申請は、保全条件を満たす場合には支持すべき。
- ② 同時に製品の委託設計、工事契約に対するコピー証拠保全申請は、これらの証拠が関連部門にファイリングされているので、証拠を取れない状況ではなく、支持すべきではない。
- ③ 特許侵害訴訟の技術専門家は訴訟前の証拠保全に参加できる。

## 判例の意義

- 特許の訴訟前証拠保全案例が極めて少ないと聞いておりますので、請求を認めてくれたこと自体がまず典型判例として選ばれた(?)
- 保全申請を認める部分と却下する部分があり、本件から保全を認める基準が少し参考になる(?)(個人的見解)

案件名:アゾ染料および調製方法と用途特許権侵害事件

案件番号:(2016)最高法民申3164号

## 要旨

- ① 分析試験機構及び鑑定機構によりそれぞれ《分析試験報告》及び《司法鑑定意見書》が発行され、そのプロセスは合法であった。試験、鑑定機構よりそれぞれ人員が派遣されて出廷し、尋問を受け、意見陳述した。双方が各々招聘した専門家の補助人も、係る技術問題に対して全面的に論証を行った。結果、被疑侵害製品は係争特許権の保護範囲に入ると認定された。
- ② 裁判所の見解;被告が再度提出した《試験報告》及び《司法鑑定意見書》は裁判所が委託して得た《分析試験報告》及び《司法鑑定意見書》の証明効力を覆すには十分でなく、一審、二審判決の認定した基本事実又は裁判結果が誤りであると証明するのにも十分ではない。

## 判例の意義

化合物特許に対し、被疑侵害品が技術的範囲に入るかを判断するために鑑定機構が発行した鑑定報告について、法廷において詳細な議論がされた。法廷は鑑定報告と専門家証言とを併せて、総合的に権利侵害を判断した。



案件名:先河化工と瑞豊化工の特許権侵害訴訟案件

案件番号:(2013)豫法知民終字第42号

## 要旨

重合選択性防止剤(公知化合物)が原料の一つに含まれているからといって、それが反応系中の構成要件にならないということではない。

## 判例の意義

中国専利法第59条第1項に規定されている通り、特許請求の範囲の記載に基づいて判断された。

# 【研究成果】特定テーマ研究概要 3/4

テーマ	賠償金額に関する判例研究
参加企業	愛普生（中国）有限公司、索尼（中国）有限公司、パナソニック（中国）有限公司エコソリューションズ社、松下電器研究開発（中国）有限公司、I P F O R W A R D、三菱重工業（中国）有限公司：合計6社
活動の狙い	近年、中国での知的財産権侵害訴訟の賠償額が高額化しつつあると感じているが、判例分析が不十分。判例分析から、具体的な損害額算出方法などを把握。
活動プロセス	高額な損害賠償が認められた専利権侵害訴訟、商標権侵害訴訟、著作権侵害訴訟の判例を題材として、損害額の算出方法を分析した。併せて、過去の判例で、高額賠償が認められた判例も比較対象として分析した。
研究判例	(2015)京知民初字第441号、(2015)京知民初字第12号、(2016)粵0106民初5333号
まとめ	<p>(1)2017年北京知財法院平均賠償額：①専利権141万元、②商標権165万元</p> <p>(2)専利権侵害 高額賠償の認容には、侵害品の「数量」立証が重要。ネット通販の普及により、侵害品の「数量」把握が容易化。官公庁の許認可や届出が必要な製品で当該データが入手できる場合は、侵害数量立証の有効な手段。</p> <p>(3)商標権侵害 商標権侵害は、専利権侵害に比べ、種々の算出方法が存在。具体的な額を算出せず、法廷賠償額が選択される事例も散見。</p> <p>(4)著作権侵害 保護対象が、小説からゲームまで幅広く、多様な算出方法が存在。一方で、インターネット上での侵害は、損害額算出にダウンロード数なども考慮。</p>



# 【IPG-紛争訴訟】特定テーマ 「賠償金額に関する判例研究」

2018年3月09日  
紛争訴訟委員会

# もくじ

1. 活動概要
2. 近年の高額判例
3. 従来の高額判例
4. まとめ

# 1. 活動概要

## ■ メンバー

	メンバー
1	爱普生（中国）有限公司
2	索尼（中国）有限公司
3	松下电器（中国）有限公司 エコソリューションズ社
4	松下电器研究开发（中国）有限公司
5	IP FORWARD法律特許事務所
6	三菱重工业（中国）有限公司

## ■ 狙い

知財権関連の判例を調査し、損害賠償金算出に関する動向を把握し、整理する。

## 1. 調査目的

### (1) 損害賠償金の動向調査

高額な損害賠償が認められた判例の分析

もし、損害賠償が高額化しているとする、何が原因か？

### (2) 損害賠償の算出方法の調査

- ・計算式？

- ・利益の算出方法

## 2. 調査手法

### (1) 分担して判例調査

### (2) 裁判所等の資料の調査





## 2. 近年の高額判例

テーマ	賠償金額に関する判例研究 —特許権権利侵害による最高金額の賠償額を認められた 特許権権利侵害案件—
判例名称	(2015)京知民初字第441号
原告／被告	北京握奇データシステム有限公司vs恒宝股分有限公司
裁判所※地名含	北京知財裁判所
技術領域	特許
判例概略	被告恒宝社が製造、販売したUSB製品及び被告が当該製品を利用してネットバンクで振込み取引する時に使っている物理的な認証方法は原告の特許権の保護範囲に落とし込み、原告の特許権の権利侵害を構成した。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所は12社の銀行に対して調査を実施し、権利侵害製品の実際販売数量を把握した。</li> <li>・原告が提示した特許製品の製造、販売に関する合理的な利益を認めた。</li> <li>・最高裁の司法解釈に基づき、権利侵害製品の販売数量×合理利益＝原告が受けた実際の損失<b>4814.2万元</b>。</li> <li>・その他、販売数量に関する証拠を提示できなかった3社銀行の利益額は200万元以上と推定し、85.8万元の賠償額を認定した。</li> <li>・合理的な支出:かかった弁護士費用はタイムチャージの計算方法及び弁護士利用の必要性、案件の難易度及び作業量の合理性を総合的に評価し、100万元の要求が合理であることを認めた。</li> </ul>
損害算出に関する論点	弁護士費用の認定について、初めて「代理の必要性、案件の難易度及び弁護士の実際作業量」を総合的に審査し、判断する原則を確立した。
その他特記事項	<p>損害賠償額＝権利侵害賠償(侵害製品の製造販売数量×被害者の合理的な利益)＋権利を行使するために支出した合理的な費用(弁護士代など)</p> <p>弁護士代＝必要性、難易度、作業量を審査した上、タイムチャージで発生した費用金額は認定可能。</p>

テーマ	<p>①使用方法特許には消尽が認められない          ②標準に含まれる必須特許の取扱い(FRAND条項)</p>
判例名称	(2014)京知民初字第1194号
原告／被告	西安西電捷通無線網絡通信股份有限公司(会社) VS 索尼移動通信産品(中国)有限公司(会社)
裁判所※地名含	北京知識産権法院
技術領域	特許
判例概略	WAPI機能を実現するため実施された規範の証拠提供できないと現行法律により使用方法の特許は権利の使い尽くすことを認められないの内容及び、総合的に判断し、控訴人の発明を侵害したを判決した。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	工信部「2016」33号資料により、対象となるソニー携帯電話の数量は2,876,391台。西電が、他社に対して、WAPI分野の包括特許ライセンスを行っており、1元/台で契約。よって、2,876,391×1RMB/件=2,876,391人民元。なお、西電はライセンス料の3倍は主張しており、裁判官はそのまま認定(8,629,173元)。さらに、控訴人の合理支出費474,194元を加算。ソニーは、合計9,103,367元の賠償義務を負った。
損害算出に関する論点	《特許法》第六十五条第一項により権利人の実際損失と侵害人の実際取得利益は確定できないのため、特許許可使用費の倍数による合理的な賠償金を算出する。西電が主張した「3倍」をそのまま適用。3倍の合理性については議論されず。

テーマ	賠償金額に関する判例研究 — 損害補填原則に基づき、より高額な賠償額を認められた著作権案件 —
判例名称	北京市高級人民法院(2016)京民終245号
原告／被告	松下電器産業株式会社/珠海金稻電器有限公司、北京麗康富雅商貿有限公司意匠特許権侵害訴訟上訴案件
裁判所※地名含	北京市高級人民法院
技術領域	意匠権
判例概略	被告の珠海金稻電器及び北京麗康が松下電器の意匠権を侵害する製品を製造、販売しました。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	《最高人民法院關於審理侵犯專利糾紛案件適用法律問題的若干規定》の二十条の規定により、特許法第六十五条が規定された侵害者が取得した利益は侵害製品の販売総数及び侵害製品ごとの合理的な利益の積で計算すべきである。 ・300万元賠償金 根拠：ネットで検索し得た同じモデルの販売数18,411,347個及び当該製品の平均金額260元を根拠にした。 ・合理支出について、侵害行為を止めるための合理的な支出かつレシートあれば全部支持する。
損害算出に関する論点	法定の最高賠償金額以上に合理的な賠償金額を確定された。
その他特記事項	法定賠償最高金額を超える証拠がある場合、全件の証拠状況を総合に確認し、法定の最高賠償金額以上に合理的な賠償金額を確定する。

テーマ	原審の判断に違法性は無いとして、原審を維持(管轄異議。一部被告が消滅し権利義務が承継。損害賠償義務も承継するか)
判例名称	(2015)吉民三知終字第82号
原告／被告	三角輪胎股份有限公司と吉林省信源汽車服务有限公司「一審被告」(会社) VS 株式会社普利司通「一審原告」(会社)
裁判所※地名含	吉林省高級人民裁判所
技術領域	意匠
判例概略	一審 三角タイヤの侵害と、販売店の侵害が認められ、損害賠償(三角タイヤ: 28.8万元、信源3.2万元)と、製造・販売の差止めが認容。 二審 原審の判断に違法性無しとして、原審の判断を維持。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	一審では、権利者の損害or侵害者の利益を算出するのが困難として、実際の侵害性質、期間、結果、製品認識度等に基づき、三角タイヤが28.8万元、販売店の承継人である信源に3.2万元の。損害賠償額を決定。詳細な計算根拠示さず、不明確。二審では一審判断を維持し、更に二審の審理費用として8,100元は三角タイヤに追加命じた。
損害算出に関する論点	《特許法》第六十五条により、特許侵害の賠償額は権利人の実際損失或いは侵害人の実際取得利益により算出、両方とも不明の場合、ライセンス料の倍数による合理的に算出する(権利人は侵害行為を禁止させるため支出の合理費用を含む)。ライセンス料の算出も困難であり、裁判所が、侵害行為の性質や状況などの要素に基づいて算出。

テーマ	賠償金額に関する判例研究 －賠償金額は一審の8万元から二審の30万元に変更した商標権侵害案件－
判例名称	(2016)滬73民終101号
原告／被告	原告(二審上訴人): 霍尼韦尔国際公司(HoneywellInternationalInc、以下、「ハニウエル社」という) 被告(二審被上訴人): 上海御遜汽车配件有限公司(以下、「御遜社」という)、張立暉(以下、「張氏」という)
裁判所※地名含	上海知識産権法院
技術領域	商標
判例概略	ハニウエル社は中国で第7155198号 商標、第7155199号 商標を有する。御遜社は許可を得ずに、勝手に製造したターボチャージャ(以下、「侵害品」という)にこれらの商標と類似する標識 を使用。且つ、2013～2014年の間、侵害品は除州市、武漢市、株洲市の工商局に3回摘発されたことある。2013年、ハニウエル社は公証購入にて御遜社の侵害行為を証拠化。公証購入の際に取得した代金振込口座は張氏個人の口座だった。ハニウエル社は商標権侵害を理由で御遜社、張氏に対して訴訟を提起し、50万元の賠償金を請求。一審裁判所は御遜社が侵害行為を停止すると共に、ハニウエル社に8万元を賠償すると判決。ハニウエルは一審判決に不服があり、上訴。二審裁判所は賠償金を30万元に変更。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	ハニウエル社は侵害行為による損失を証する証拠を提出できず、また、御遜社は侵害行為による利益も確定し難いため、本件は法定賠償を適用。また、二審の裁判所は法定賠償を確定する際の考慮要素は以下になる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 係争商標の知名度。係争商標はハニウエル社の「盖瑞特」等の商標と同時にターボチャージャの外包装に使用され、盖瑞特ブランドの認知度調査報告書によると、当該ブランドは中国で高い知名度がある</li> <li>2. 御遜社の製造、販売したターボチャージャは工商部門に3回摘発され、地域は湖南省、江蘇省に分布され、時間は数年間程度に渡り、侵害品は188台で、包装箱は1,320個に登った。また、御遜社は月販売数量は200台だと自認した。よって、侵害品の流通地域が広く、規模が大きく、侵害情状は嚴重である</li> <li>3. 侵害行為の結果。ハニウエル社に経済損失を与える以外に、侵害品は自動車部品で、価格は安く、品質が保証できず、運転手、乗客及び社会公衆に危険をもたらす恐れがある</li> <li>4. ハニウエル社侵害行為を差し止めるための合理支出。ハニウエル社は合理支出を証する証拠を提出していなかったが、公証、調査、摘発、訴訟等の行為は存在するため、必ず支出が発生する ⇒諸事情を考慮して、賠償金(合理支出を含む)を30万元に変更</li> </ol>
損害算出に関する論点	-
その他特記事項	公証購入した製品代金は張氏個人の口座に入金され、且つ、張氏自身も会社の財産と自身の財産が混同しており、連帯責任を負うことに承諾したため、賠償金の支払いについて、御遜社の法定代表者である張氏の連帯責任を認めた

テーマ	<b>損害賠償額に関する判例研究</b> <b>——商標権権利侵害案件</b> <b>法定賠償額の上限で損害賠償額を認めた案件</b>
判例名称	(2014)京知民初字第52号
原告／被告	蒙克雷尔股份公司(MONCLERS.P.A.) VS 北京诺雅卡特服装有限公司
裁判所※地名含	北京知財裁判所
(技術)領域	商標
判例概略	<p>被告(北京诺雅卡特)が同一・類似商品(被服類商品)において原告商標「MONCLER」と同一・類似な商標を使用する行為、被告が原告商標のメイン識別部分を含むドメインを登録し且つ同ドメインを利用し侵害品を宣伝・販売する行為は、原告の商標権権利侵害、不正競争に該当する。被告は侵害行為を停止し、且つ原告に損害を賠償すべきだ。</p>
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	<p>権利者の損失、侵害者の収益及び許諾費用に関して立証不足の場合、裁判所は侵害の度合いによって、損害賠償額を確定した(約300万元)。裁判所は侵害の度合いを確定する時、主に以下要因を参考した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.原告商標「MONCLER」が比較的高い知名度を有する。</li> <li>2.被告が同一・類似商品において原告商標「MONCLER」と同一・類似な商標を使用する。</li> <li>3.被告は関連製品の生産者であり、長期間を渡り原告商標権を侵害している。</li> <li>4.被告は意識的に商品の生産者名称を表しないで、明らかな悪意がある。</li> <li>5.被告による侵害品の販売価格が比較的高い。</li> <li>6.被告が侵害による収益に関する証拠を提出しない。</li> </ol> <p>合理的な支出:事実調査、証拠取調、資料翻訳に要した支出+弁護士費用(弁護士利用の必要性、案件の難易度及び作業量の合理性)を総合的に評価し、人民元136068元の要求が合理であることを認めた。</p>
損害算出に関する論点	<p>侵害による損失また利益について、具体的な証拠が不足な場合、侵害の度合い、侵害者の悪意などを総合的に考慮し、比較的高い法定賠償額を賠償額として判決する。</p>
その他特記事項	<p>損害賠償額＝権利侵害賠償(法定賠償額の上限額)＋権利を行使するために支出した合理的な費用(弁護士費用など)</p> <p>弁護士費用＝必要性、難易度、作業量を審査した上、タイムチャージで発生した費用金額は認定可能。</p>

テーマ	<b>損害賠償額に関する判例研究</b> <b>——商標権権利侵害案件</b> <b>法定賠償額の上限を越えた原告の請求額(全額)を認めた案件</b>
判例名称	(2014)京知民初字第143号
原告／被告	埃克森美孚公司(EXXON MOBIL CORPORATION) VS 北京北农国信科技发展有限公司、 潍坊中科农业技术开发有限公司、 张智敏、 张丹丹
裁判所※地名含	北京知財裁判所
技術領域	商標
判例概略	<p>裁判所の判決により、被告の4者が生産・販売する商品に原告(美孚社)の登録商標と同一・類似な商標を使用する行為は、原告(美孚社)の商標権利への侵害に該当する。且つ、被告の行為は原告の区分4(潤滑剤、潤滑油類商品)における著名商標への商標権侵害に該当する。</p> <p>被告は、直ちに侵害行為を停止すること。</p> <p>原告(美孚社)の請求額を全額支持する。</p>
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	<p>裁判所は原告、被告の提出した証拠を審査した。下記事項を認定した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.本件の必要に応じて、被告の行為が原告著名商標への侵害を認定した。</li> <li>2.被告の侵害による利益を推定した。</li> </ol> <p>被告は「中国農薬企業トップ100」(2009年&amp;2010年)と主張した。関連証拠により、2009年トップ100の農薬企業の売り高は<b>少なくとも1.7億人民元</b>であり、2012年トップ100の農薬企業の売り高は<b>少なくとも2億人民元</b>だった。被告の侵害は2014年まで続けていた。被告の侵害による利益は、原告の請求額を遥かに上回ると判断し、原告の請求額が法定賠償額の上限を越えたか全額支持した(損害賠償額450万元)。合理的な支出:証拠保全に要した支出+弁護士費用(弁護士利用の必要性、案件の難易度及び作業量の合理性)を総合的に評価し、人民元35024元の要求が合理であることを認めた。</p>
損害算出に関する論点	間接証拠を参考し、侵害の度合い、侵害者の悪意などを総合的に考慮し、法定賠償額を越えることも可能。
その他特記事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.必要に応じて、著名商標侵害を認定可能。</li> <li>2.先行判例に明確された著名商標侵害判断の原則を援用可能。</li> </ol>



テーマ	賠償金額に関する判例研究 — 法定賠償で賠償金300万円を認めた商標権侵害、不正競争案件 —
判例名称	(2016)沪民终409号 <a href="http://www.hshfy.sh.cn/shfy/gweb/flws_view.jsp?pa=adGFoPaOoMjAxNqOpu6bD8dbVNDA5usUmd3N4aD0zz&amp;jdfwkey=ahgp6#">http://www.hshfy.sh.cn/shfy/gweb/flws_view.jsp?pa=adGFoPaOoMjAxNqOpu6bD8dbVNDA5usUmd3N4aD0zz&amp;jdfwkey=ahgp6#</a>
原告／被告	原告(二審被上訴人): 康成投資(中国)有限公司(以下、「康成社」という) 被告(二審上訴人): 大润发投資有限公司(以下、「大润发社」という)
裁判所※地名含	上海高級人民法院
技術領域	商標、不正競争
判例概略	康成社は知名スーパーブランド「大润发」(登録番号第5091186号)の商標権者である。「大润发」の知名度が高く、過去に馳名商標だと認定されたもある。大润发社は許可を得ずに、会社名称に「大润发」商標を使用して、ウェブサイト及び実際の経営宣伝にも「大润发」商標を突出して使用した。2015年8月、大润发社は第三者に登録商標、商号等の使用をライセンスした。2015年8月、11月、康成社はウェブ公証、撮影公証にて、大润发社がウェブサイトやスーパーにおける「大润发」標識の使用行為を証拠化。また、大润发社及びその加盟店は、「大润发」標識の使用で過去に贛州市、広州市の工商局に処罰されたこともある。康成社は商標権侵害及び不正競争を理由として大润发社に対して訴訟を提起し、経済損失500万及び合理支出10.5万円を請求。一審裁判所は大润发社が商標権侵害行為、不正競争行為を停止するとともに、康成社に300万円を賠償するを判決。大润发社は一審判決に不服があり、上訴。二審裁判所は一審判決を維持
その他特記事項	-

## 原告のスーパー外観



## 被告のスーパー外観



テーマ	賠償金額に関する判例研究 — 法定賠償で賠償金300万元を認めた商標権侵害、不正競争案件 —
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	<p>本件は法定賠償を適用。法定賠償を確定する際の裁判所の考慮要素</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「大润发」商標の知名度状況。関連証拠から、「大润发」商標は高い知名度が得られ、関連公衆において周知されている</li> <li>2. 「大润发」商標は康成社の売上に対する貢献度。康成社の提供した監査報告書から、康成社の近年の販売規模は約800億元に達しており、純利益は20億元程度となり、連続数年、外資系チェーン店の中で一位だった。ブランドは大型スーパーの競争に重要な影響があることを考慮すると、「大润发」商標は康成社の商業経営に重要な作用を発揮した。</li> <li>3. 大润发社の主観悪意。大润发社は同業業者として、「大润发」商標を知りつつ、権利侵害を行った。更に、大润发社及びその加盟店は行政罰を受けた後、改善しておらず、同社は明らかに悪意がある。</li> <li>4. 大润发社の権利侵害情状。同社は、ウェブサイト以外に、実際にスーパーを開いている。自らスーパーを経営している以外に、加盟も展開。加盟店の面積は5,000㎡以上要求され、侵害規模が大きい。</li> <li>5. 大润发社の広告宣伝状況。大润发社は全国各地にスーパーを開いており、2015年の店舗数は1,000軒以上超える見込みがあると宣伝。</li> <li>6. 大润发社の侵害行為の結果。スーパー、特に大型スーパーは、一般市民日常生活消費の主要選択であり、大润发社は故意に知名スーパーブランドを模倣し、康成社の「大润发」商標権を嚴重侵害したほか、一般公衆の日常生活、更に食品安全に不良な影響を与える恐れもある。</li> </ol> <p>康成社は懲罰賠償も請求した。これに対して、裁判所は、商標法上、懲罰性賠償(商標法第63条1項)は規定されており、賠償金額を確定する際に、大润发社の主観悪意を考慮して良いとコメントして、実際、それを考慮して、300万元だと判決。</p>
損害算出に関する論点	被告の悪意、懲罰賠償

テーマ	賠償金額に関する判例研究 —「墻錮」商標専用権権利侵害による賠償案件—
判例名称	(2015)京知民初字第12号
原告／被告	美巢集团股份有限公司vs北京秀洁新兴建材有限公司、王晓亮
裁判所※地名含	北京知財裁判所
技術領域	商標
判例概略	<p>原告美巢社は「墻錮」の商標専用権をもっており、それを馳名商標と認定された「美巢」「易呱平」と組み合わせて宣伝使用している。上記商標は知名度が高い。被告の秀洁新兴社は「秀洁」「易康」「兴潮」の商標専用権を持っているが、美巢社の許可を得ず、自社商品の製造および販売に「秀洁墻錮」「易康墻錮」「兴潮墻錮」を使用している。被告の王晓亮が侵害商品を販売している。両被告は美巢社の「墻錮」商標専用権の権利侵害を構成した。</p> <p>原告は商標専用権侵害を理由として両被告に訴訟を提起し、①商標侵害行為を停止し、②経済損失および合理的な支出1000万元を賠償し、③新聞に侵害による悪い影響をお詫びすることを請求。</p> <p>被告の秀洁新兴社は、①「墻錮」の目立つ性が弱い、②「墻錮」が当分野の一般的な名称であり、しかも商品に目立つように使用されておらず、③疑似侵害商品の金額が低い、数も少ない、と主張。</p> <p>裁判所は、①一般的な名称の認定は全国範囲内において関連公衆がある名称が一種類の商品を示すことを認識していると前提するはず、②他人の登録された商標を商標名称として目立つように使用することは商標上の使用行為である、③販売戦略としても他の考量としても、経営宣伝では、表述は正しく、商売に関するデータは真実であるはず。いかなる诚实信用の原則を違反する宣伝内容による不当利益は、権利侵害判断に当たってその結果は自分で引き受ける</p>
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	<p>裁判所は原告の主張を支持する。原告は侵害製品の値段および利益に対して調査を行い、26元/桶(バケツ)の利益に定めた。またAibabaの商友网では月10000Tの生産量、売り上げ高5000万元から1億元だと宣伝されるため18KG/桶で計算すると、月55555.6桶で、利益14444445.6元/月、173333347.2元/年で、2009年8月からの侵害を実施するため、最低1000万元の賠償を受ける。</p> <p>・合理的な支出: かかった弁護士費用は125000元も認めた。</p> <p>以上を総合的に評価し、1000万元の要求が合理であることを認めた。</p>
損害算出に関する論点	<p>権利人の権利侵害による損失算出が困難である場合、侵害者の不当利益で損害賠償の金額を算出する。本案件では、原告が積極的に証拠を収集しているが、被告が証拠を提出していない。そのため、裁判所は原告の主張と提出した証拠を参考した上、判決を下した。</p>

テーマ	<b>賠償金額に関する判例研究</b> <b>—特許権権利侵害による最高金額の賠償額を認められた実用新案特許権権利侵害案件—</b>
判例名称	(2016)粵0106民初5333号
原告／被告	杭州网易雷火科技有限公司vs广州悦狼网络科技有限公司, 广州四三九九信息科技有限公司
裁判所※地名含	广东省广州市天河区人民法院
技術領域	著作権
判例概略	<p>二つの被告が原告のゲームの中の美術作品及び文字作品を真似して、自分のゲームに導入しました。且つ、検索キーワードに原告の製品の名称と関連させ、不正当競争法違反を構成した。</p> <p>訴訟中、被告は係争ゲームのサーバなどを閉じたが、また自分のほかゲームにユーザを誘導させることは悪意があったと認定された(損害賠償額:1500万元)。</p>
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	<p>原告の損失及び被告の利益の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原告の製品の知名度は高い、市場影響力が高い。</li> <li>・原告が提示したゲームのダウンロード数を認めた。</li> <li>・被告は著作権侵害及び不正当競争法違反を構成した。</li> <li>・被告は800万元の和解料金を認めた。</li> <li>・被告側が発表した年度運営収入(9億元以上)を参考に計算した。</li> <li>・原告が提示した合理的な支出:公証費用、鑑定費用及び調査費用を支持した。</li> </ul> <p>受理費用は原告側:18万元;被告側:291800元。</p>
損害算出に関する論点	ダウンロード数が損害賠償のメインの根拠になりました。
その他特記事項	

テーマ	賠償金額に関する判例研究 — 損害補填原則に基づき、より高額な賠償額を認められた著作権案件 —
判例名称	(2016)京73民終字602号等系列案件
原告／被告	劉冠軍(個人) VS 寧徳市蕉城区図書館 & 北京書生数字図書館ソフト技術有限公司
裁判所※地名含	北京知財裁判所
技術領域	著作権
判例概略	書生社は自社が経営しているホームページに劉冠軍など著作権者の「東南西北風—劉恆小説集」などの作品を無断に掲載した。又、蕉城区図書館は書生社と許諾契約を結んだ上、定向リンクを通じて図書館のホームページに関連作品を転載した。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	著作権法、最高裁「著作権民事紛争案件の審理に関する法律適用若干法律問題に関する解釈」の他に、北京市高等裁判所「著作権権利侵害の賠償額認定に関する指導意見」及び国家版權局、国家發展改革委員会2014年9月23日に発行した「文字作品の使用報酬に関する支払弁法」第5条1項「原始創作した作品の基本報酬基準及び計算方法は80-300元/1000文字とする」を引用し、権利侵害人の主観的な悪意を合わせて考慮し、損害補填原則に基づき、300元/千文字×次数＝賠償額を認定した。
損害算出に関する論点	損害補填原則＋主観的な悪意
その他特記事項	補填原則:基本報酬基準による賠償額を決定する方法は、作品の権利侵害に対する最低の保障として、今後ネット上の著作権権利侵害の賠償額認定基準として運用する。

テーマ	賠償金額に関する判例研究 —全民武俠著作権二審案件—
判例名称	(2015)京知民終字第1619号案件
原告／被告	上訴人(一審被告)：北京奇遊互動ネット科技有限公司(奇遊社) 被上訴人(一審原告)：北京暢遊時代数碼技術有限公司(暢遊社) 原審被告：北京炫遊オンラインネット技術有限公司(炫遊社)
裁判所※地名含	北京知財裁判所
技術領域	著作権
判例概略	一審：奇遊社が暢遊社に150万元の経営損失および合理的な損失を賠償し、ほかの訴訟請求を却下する。 二審：奇遊社が権利侵害を認めるが、150万元の賠償金額は法律に決められた50万元の金額を大幅に超え、受け入れられないと主張。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	著作権侵害の賠償金額の確定について、裁判所は、先行に発効した(2015)京知民終字第925号案件が本案件の賠償金額の参考になると指示。それは、実際の損失の算出が困難である場合、独創性、知名度、侵害の期間などを総合に考慮した上で賠償金額を算出し、その金額は法律に決められた上限額を超えることができる。 裁判所は、暢遊社が積極的に証拠を提出し、奇遊社のネット運営状況および影響などの面で総合に考慮し、また権利侵害のコストを向上させ、よりいい知的財産環境を作るように、一審の審判は妥当であり、上訴人である奇遊社の主張を支持しないと一審判決を維持。
損害算出に関する論点	著作権侵害の賠償金額について、侵害者の違法所得を確定できないとしても、法定賠償金額の限額をもとに確定できる。本案件の場合、関係証拠は賠償損失が法定賠償金額を超えたこと示しているため、案件ごとにより法定賠償金額の限額より多めに確定した。
その他特記事項	著作権法第49条により、著作権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者の実質的損失に基づいて損害賠償しなければならない。実質的損失の算出が困難の場合、権利侵害者の違法所得に応じて損害賠償を行うことができる。賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含めるものとする。権利者の実質的損失又は権利侵害者の違法所得を確定することができないときは、人民法院が侵害行為の情状により50万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。

### 3. 従来の高額判例

テーマ	損害額の算出方法、差止めの可否
判例名称	(2008)民三終字第8号
原告／被告	武汉晶源环境工程有限公司(権利者) VS 日本富士化水工業株式会社及び华阳電業有限公司
裁判所※地名含	最高人民法院
技術領域	発明
判例概略	一審: 権利侵害を認め、約5000万元の損害倍書を認容。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	①一審: 権利者が証拠を提出しておらず、権利者の被害算出は困難。このため、侵害者の得た利益を算出。富士化水の製品の販売価格は約5000万元。富士化水が提供したのは僅かな部品だけであり、販売価格の大半は技術ライセンス料。富士化水が、当該部品代の提出を拒んだことから、部品代を控除することなく、販売価格を富士化水が得た利益と認定。 ②二審: 一審から変更無し。
損害算出に関する論点	《特許法》
その他特記事項	



テーマ	公開中の特許発明の使用に、補償金(临时保护期使用费)支払を認容
判例名称	(2003)一中民初字第8425号
原告／被告	北京中乾机电设备有限责任公司(権利者) VS 北京清大科技股份有限公司
裁判所※地名含	北京市第一中级人民法院
技術領域	特許
判例概略	一審:清大科の侵害に対し、損害賠償・差止を命ず。侵害製品は紛体の流量計。 *本件特許 1999年8月10日特許出願 2000年3月29日公開(補償金の対象:公開後～権利取得まで売上:約5000万RMB) 2003年6月25日権利取得(権利取得～2004年1月:約290万RMB) 2003年7月1日侵害訴訟の提起
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	本件は、公開中の特許出願に、補償金請求を認めたことが特徴。 *賠償額内訳 ①临时保护期使用费:1818万RMB ②特許権侵害による経済損失の賠償:722万RMB ③弁護士費用:25万RMB, 合理的費用:1万RMB ただし、各項目の算出方法は示されず。
損害算出に関する論点	《特許法》第13条により、公開中の特許発明の実施に対して、費用請求を認めているが、その算出方法は規定されていない。 本判決では、実施数量、実施期間、実施製品における本発明の重要性などの要素を斟酌して金額を算出としているが、詳細な算出方法は開示されず。
その他特記事項	補償金の請求要件として、相手方の悪意の立証(警告状送付など)が必要か不明。

テーマ	損害額の算出方法、侵害設備の廃棄除却、信用回復措置
判例名称	(2009)浙知終字第187号
原告／被告	浙江新安化工集团股份有限公司(権利者) VS 浙江金帆达生化股份有限公司
裁判所※地名含	浙江省高级人民法院
技術領域	特許
判例概略	一審: 金帆の侵害を認定。損害賠償、差止は認容。製造設備の廃棄と信用回復措置は、法的根拠が無いとして認容せず。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	<p>①一審での損害額算出: 侵害者の利益を算出  2004年～2007年生産量: 38475トン、粗利2330万元(監査書類を根拠)  2005年～2007年生産量: <math>38475 \times 0.4</math> (被告の主張) = 15390トン  <math>15390 \times 1081</math> (毎トン利益: 被告主張) = 1660万元(05年～07年の利益)  →なので、2003年～2007年の利益は少なくとも2000万元であり、この額を賠償額と認定。</p> <p>②二審  基本的に、一審の算出方法を踏襲し、原審維持。  2005年～2007年の三年間の利益は1500万元以上であり、侵害期間が長い、情状が悪いなど、総合的に考慮して、賠償金額2000万元は妥当。</p>
損害算出に関する論点	<p>《特許法》  一審、二審: 侵害設備の廃棄除却請求権、信用回復措置請求権→根拠となる法律が無いとして、共に認容せず。</p>

テーマ	特許侵害事例
判例名称	(2006)一中民初字第6336号
原告／被告	北京利德华福电气技术有限公司、北京利德华福技术有限公司、东方日立(成都)电控设备有限公司vs北京合康亿盛科技有限公司
裁判所※地名含	北京市第一中級人民法院
技術領域	無電網汚染の高圧ハイパワーコンバーターにかかる特許
判例概略	権利侵害を認め、侵害行為の差止、1,000万元の損害賠償、謝罪声明の掲載を判決
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	証拠保全で、侵害品にかかる帳簿を入手。会計事務所の監査で、侵害品の販売利益は約1,039万元だと判明 そして、侵害品のコストにかかる証拠がなかったため、裁判所は、適宜、コストを引いて、賠償金(侵害行為による被告の所得)を1,000万元だと判決
損害算出に関する論点	侵害行為が継続の場合、賠償金の計算期間は、提訴日までの2年間とする。本件において、1セットの侵害品は、当該期間中に販売されたか否かが分からなかったが、裁判所は、わからない原因は被告にあるため(被告はちゃんと帳簿などで記録していない)、同製品の販売時期も、賠償金計算期間中だと認定した。
その他特記事項	主に製品説明書に書かれた内容に基づき、侵害対比を行った。 原告は訴訟の際に、証拠保全及び財産保全を行った。

テーマ	賠償金額に関する判例研究
判例名称	(2014)高民終字第2847号
原告／被告(二審案件)	株式会社京浜冷暖科技(権利者)VS 一汽-法雷奥汽車空調有限公司
裁判所※地名含	北京市高級人民法院
技術領域	発明
判例概略	一審:権利侵害を認め、約480万元の損害賠償および合理的支出4万を判決(京浜社の1100万元の損害賠償を認めず)。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	①一審:権利者が証拠を提出しておらず、権利者の被害算出は困難。このため、侵害者の得た利益を算出。侵害製品の販売数、一汽-法雷奥社の販売価格、京浜社の特許製品による合理的な利益などを考慮し、京浜者の権利被害による実際の損失と認定。ただし、各項目の算出方法は示されていない。 ②二審:一審から変更無し。
損害算出に関する論点	《特許法》
その他特記事項	京浜社は他社に販売価額の3%でライセンス代と主張したが、証拠を提出せず、法院はライセンス代の倍数で損害賠償の主張を認めず。

テーマ	実用新案権侵害事例
判例名称	(2005)浙民三終字第150号
原告／被告	福建省金鹿日化股份有限公司(製造業者)及び杨兴团(販売業者) VS 晋江金童蚊香制品有限公司(係争実用侵害の独占的实施権者)
裁判所※地名含	浙江省高级人民法院
技術領域	蚊取り線香の箱にかかる実用新案
判例概略	<p>一審: 権利侵害を認め、侵害行為の差止、220万元の損害賠償を判決。金型廃棄、謝罪の訴訟請求は、法的根拠がないとして、裁判所に棄却。</p> <p>二審: 一審判決を維持</p>
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	<p>■一審</p> <p>法院調査によると、金鹿社は2001年で1500万個の係争製品を生産し、販売単価は1.475元であり、通常商品利潤が商品販売価格の10%～20%であることに基づき算定されると、被告の得た利益が2212500-4425000元となる。また、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①侵害品は箱及び中身の2部分より構成され、上記の利益から中身の部分を排除すべき</li> <li>②被告は2001年のみでも、1500万個を製造、販売した</li> <li>③侵害品は、浙江省、雲南省、福建省に販売</li> <li>④本件の実用新案がパッケージとして使用される以外、一定の機能も果たしている。</li> </ol> <p>⇒上記に踏まえて、被告の侵害品の製造、販売にて得た利益は、220万元だと認定。</p> <p>■二審</p> <p>一審裁判所の判断と妥当だと認定</p>

テーマ	損害賠償額を確定する時、侵害品単品売りの合理的な利益を正確に確定するのが重要だ。
判例名称	(2009)民申字第502号最高人民法院再審民事裁定
再審申請人(一審被告、二審上訴人) 再審被申請人(一審原告、二審被上訴人)	天津捷高建築材料有限公司&天津市捷高科貿有限公司VS刘少輝,
裁判所※地名含	最高人民法院
技術領域	実用新案 特許登録番号:02234558.9
判例概略	一審:権利侵害を認め、200万元の損害賠償額を認容。 案件審理の官庁費用(22800元)は天津捷高建築材料有限公司&天津市捷高科貿有限公司が負担する。 二審:上訴を拒絶し、一審判決を維持する。案件審理の官庁費用(22800元)は二審上訴人が負担する。 再審:上訴を拒絶する。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	権利侵害者が取得した利益に応じて、損害賠償額を確定する。ポイントは、侵害品単品売りによる利益をどう確定すればいい。 一審は、42元/件。二審は、40元/件。
損害算出に関する論点	1.侵害品の技術特徴は、先行実用新案特許の技術特徴と比べて、必要となる技術特徴はほぼ同じだ。 2.権利侵害者が取得した利益に応じて、損害賠償額を確定する。
その他特記事項	《特許法》

テーマ	賠償金額に関する判例研究
判例名称	(2002)粵高法民三終字第78号
原告／被告	羅沃(個人権利者) VS 順徳市簡氏家用電器廠
裁判所※地名含	広東省高級人民法院
技術領域	実用新案
判例概略	一審:簡氏社の権利侵害を認定。損害賠償、差止を認容。製造設備の廃棄を支持。賠償金額1586962.6元と合理的支出41530元を認容。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	<p>①一審での損害額算出:侵害者の利益を算出 別の案件で簡氏社が2000年1～8月の5種類の製品の販売額4243627.3元を提示したことを基に(その中の1種類は侵害製品ではない)、権利者の損失と認定。そのため、販売額の337257.6元を除き、他の4種類の侵害製品の1ヶ月の平均収入は122074.05元(<math>3906369.7 \div 4 \div 8 = 122074.05</math>元)。これをもとに、1999年10月～12月、2000年9月～10の4種類侵害製品およびもう一つの侵害製品の収入は、7934813元(<math>122074.05 \times 13 \text{ヶ月} \times 5 \text{種類}</math>)と算出した。</p> <p>また、羅沃が他社にライセンスを与え、他社の2000年の利益が23.1%、1999年の利益が22%であると主張。これに基づいて、簡氏社の利益は20%であるとの主張は認め。従って、簡氏社の侵害による<math>7934813 \times 20\% = 1586962.6</math>元の利益と認定。</p> <p>また、ほかの費用(財産保全代など)41530元を認定。</p> <p>②二審 一審の算出方法は妥当であり、原審維持。</p>
損害算出に関する論点	《特許法》
その他特記事項	一審では、簡氏社が提示した5種類の製品の販売額は別件で提出した証拠を採用。

テーマ	意匠権、実用新案権侵害事例
判例名称	(2000)筑经(行)初字第83号
原告／被告	刘启跃(権利者) VS 付一均
裁判所※地名含	貴州省貴陽市中級人民法院
技術領域	電熱暖炉にかかる意匠権、実用新案
判例概略	一審:権利侵害を認め、侵害行為の差止、約405万元の損害賠償を判決。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	具体的の算定方法が開示されていない。 賠償金認定の部分において、ライセンス料を下回らない合理的な額を損害賠償額とする最高人民法院の司法解释(「关于审理专利纠纷案件若干问题的解答」⇒現在無効)が引用されたため、恐らく、ライセンス料に基づき、算出されたと思料 そして、訴訟において、原告は、専利実施ライセンス契約を証拠として提出した。
損害算出に関する論点	無
その他特記事項	無



テーマ	賠償金額に関する判例研究 —実用新案権権利侵害による高額な賠償額を認められた案件—
判例名称	(2003)粵高法民三終字第94号
原告／被告	佛山電器照明股分有限公司/南海市務莊華日省エネ電器場、李江華(個人経営)
裁判所※地名含	広東省高級人民法院
技術領域	実用新案(ZL99251134.8 ランプ)
判例概略	被告は原告製品の模倣品を製造した。原告は、民事(商標、不正競争法?)、刑事手段の他に、実用新案権権利侵害訴訟も提起した。裁判所は特許侵害を認定し、120万元の侵害賠償金を判決した。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	侵害者の証言によると、 ・侵害期間:2000年3月—2001年2月 ・侵害品:30万個 ・10ヶ月間の営業利益:300万元、月平均利益:30万元 ・実用新案登録時間:2000年11月1日 ・権利登録から侵害停止までの4ヶ月×30万元=120万元
損害算出に関する論点	・侵害補填の原則
その他特記事項	①模倣業者に対して、刑事、民事手段のほかに、特許権侵害訴訟も提起した。最大限の侵害補償を獲得できた案件です。 ・佛山市公安局は既に李江華に対して刑事拘束措置を実施した。 ・原告は、別途、製品模倣について、民事侵害賠償訴訟(商標?不正競争?)を提起した。 ②佛山市特許弁公室は中華全国代理人協会に委託し、技術鑑定を行った。

テーマ	賠償金額に関する判例研究 —実用新案権権利侵害による高額な賠償額を認められた案件—
判例名称	(2014)浙甬知初字第138号
原告／被告	傲謙華/深セン航嘉馳源電器股分有限公司、深セン馳源実業有限公司
裁判所※地名含	浙江省寧波市中級人民法院
技術領域	実用新案(ZL200620121987.3 マルチコンセント)
判例概略	被告二社が製造している23品番のコンセントは原告特許の全ての技術特徴とも一致しているため、原告の実用新案権の保護範囲に落ち込み、原告の特許権の権利侵害を構成した。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	<p>被告側は挙証しなかったが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品のCCC認証レポートに基づき、権利侵害の期間を特定できた。</li> <li>・裁判所は被告の企業所得税の納税金額より、会社の経営額を算出できた。</li> <li>・侵害品が会社経営額の1%～2%を占めているという被告の証言により、侵害品の販売額を算出し、販売額が巨大という結論を出した。</li> </ul> <p>⇒結論:品番数が多い、権利侵害の継続時間が長い、金額が大きい。  <u>侵害期間の売上6290427507元×侵害品の比率1～2%×利益30%～35%=400～600万元</u>  原告は300万元の賠償額を主張しているため、裁判所は原告の主張を支持した。又は原告が支出した合理的な費用(公証、弁護士など)65000万元も支持された。</p>
損害算出に関する論点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件実用新案は一定的な技術創造性、新規性がある。</li> <li>・権利侵害額が巨大。23品番、販売範囲、販売ルートが広い。</li> <li>・侵害時間が長い。</li> <li>・侵害による巨大な利益を獲得した</li> </ul>
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被告の営業利益を証明するために、原告が提示した証拠:被告のネット販売の数量、単価に関する公証認証書、被告所在地の税務局の納税証明書。</li> <li>・権利行使実案のサーチレポートを提示した。</li> </ul>

200620121987.3

## 权利要求书

第1/1页

1、本实用新型是一种多用型插座，本插座由塑料制成的面盖（1）、底壳（2）及金属制成的多用接地线插套（3）、多用火线插套（4）、多用零线插套（5）等组装而成，多用火线插套（4）、多用零线插套（5）各由一块金属板材制成，多用火线插套（4）、多用零线插套（5）上开有矩形插孔，其特征是：多用火线插套（4）的矩形插孔处有由矩形插孔处的材料向插套下平面（42）方向折弯而形成的3片或4片插片（10），多用零线插套（5）的矩形插孔处有由矩形插孔处的材料向插套下平面（52）方向折弯而形成的3片或4片插片（10），多用火线插套上平面（41）、多用零线插套上平面（51）朝向面盖（1），多用火线插套下平面（42）、多用零线插套下平面（52）朝向底壳（2），插套上的插片（10）顶端也朝向底壳（2）。

说明书附图

第1/4页

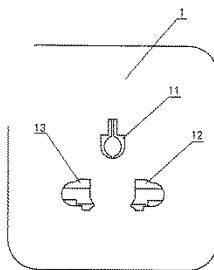


图1a

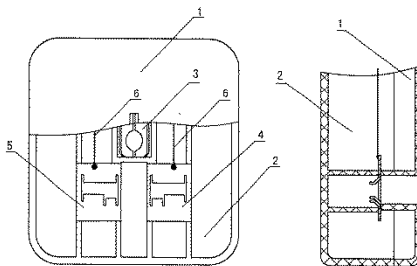


图1b

图1c

200620121987.3

说明书附图 第3/4页

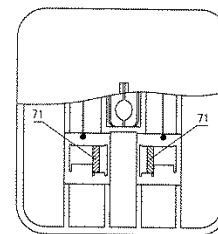


图7a

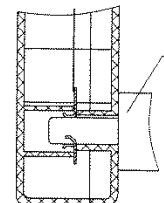


图7b

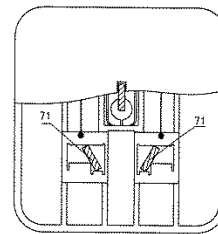


图8a

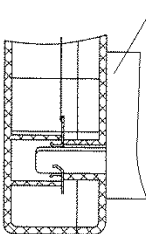


图8b

テーマ	賠償金額に関する判例研究 —意匠権利侵害による高額な賠償額を認められた権利侵害案件—
判例名称	(2014)浙紹知初字第53号
原告／被告	浙江SUPER家電製造有限公司/杭州九陽生活電器有限公司
裁判所※地名含	浙江省紹興市中級人民法院
技術領域	意匠
判例概略	被告九陽社が製造、販売した「電器湯沸かし器」製品の意匠は原告の意匠権の保護範囲に 落とし込み、原告の特許権の権利侵害を構成した。スイッチの位置、水位窓の位置及び製品の 材質が違うが、被告の商品の外観は登録された意匠権と全体的な視覚効果上の実質的な 相違が少ない。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計 算式、損害認定など)	・被告は侵害に関する証拠の提示がなかった。 ・原告は大量な証拠を提示したけど、損失の計算方法は科学的ではないと認定されたので、 「特許法」65条の法定賠償の上限値100万円を言い渡された。
損害算出に関する論点	・原告社の意匠出願は2011年1月であり、2011年8月3日に登録された。 ・九陽社は侵害行為を行った。 ・侵害製品の販売ルートが広い、電器販売店、スーパー、ネット… ・九陽社の製造開始は2011年8月⇒権利侵害期間3年間 ・九陽社の3年間の家電販売額が大きい、利益率が高い。
その他特記事項	「科学的ではない」の理由： ・受けた損害に関する直接証拠を提示できなかった。 ・被告の小物家電製品年度売上に関する証拠を提示したが、その内に湯沸かし器が占める 比率が不明確。 ・参考できる特許ライセンスの事例がない。

主视图



后视图



左视图



右视图



立体图



立体图2



俯视图



仰视图





<p>テーマ</p>	<p>①車のバンパー (Bumper)は独立している部品であり、それだけで意匠権と比べて侵害行為を認定するのは問題ない。</p>
<p>判例名称</p>	<p>(2012)民申字第56号</p>
<p>原告／被告</p>	<p>本田技研工業株式会社(権利者) VS 石家莊雙環汽車股份有限公司 北京旭陽恒興經貿有限公司 江蘇卡威汽車工業集團有限公司</p>
<p>裁判所※地名含</p>	<p>最高人民法院</p>
<p>技術領域</p>	<p>特許:意匠(ZL01319523.9) 製品:“laibaos-rv” 自動車</p>
<p>判例概略</p>	<p>一審:法定賠償172萬元の損害倍書を認容。</p>
<p>損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)</p>	<p>①二審:雙環株式会社が別件で提出した《監査報告》及び《顧問報告書》に基づき、車両全体の販売コスト、利潤、数量、侵害製品の単価及びそれが占める比率等の要素を考慮し、雙環株式会社が侵害製品を販売し得た利益は172萬元とし、これに基づいて賠償金額は172萬元と認定。 ②再審:二審から変更無し。</p>
<p>損害算出に関する論点</p>	<p>《特許法》</p>
<p>その他特記事項</p>	

テーマ	①車のバンパー (Bumper)は独立している部品であり、それだけで意匠権と比べて侵害行為を認定するのは問題ない。
判例名称	(2012)民申字第57号
原告／被告	本田技研工業株式会社(権利者) VS 石家莊双環汽車股份有限公司 北京旭陽恒興經貿有限公司 江蘇卡威汽車工業集團有限公司
裁判所※地名含	最高人民法院
技術領域	特許:意匠(ZL01319523.9) 製品:“laibaos-rv” 自動車
判例概略	一審:法定賠償172万元の損害倍書を認容。
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	①二審:双環株式会社が別件で提出した《監査報告》及び《顧問報告書》に基づき、車両全体の販売コスト、利潤、数量、侵害製品の単価及びそれが占める比率等の要素を考慮し、双環株式会社が侵害製品を販売し得た利益は172万元とし、これに基づいて賠償金額は172万元と認定。 ②再審:二審から変更無し。
損害算出に関する論点	《特許法》



テーマ	賠償金額に関する判例研究
判例名称	(2014) 民三終字第7号
原告／被告	本田技研工業株式会社(権利者)VS 石家庄双環汽車股份有限公司
裁判所※地名含	最高人民法院
技術領域	意匠
判例概略	<p>一審：  (1)双環社の権利侵害を認めず。  (2)本田は双環社に5000万元(合理的な費用も含め)を賠償。</p> <p>二審：  (1)双環社の権利侵害を認めず。  (2)本田は双環社に5000-&gt;1600万元(合理的な費用も含め)を賠償。</p>
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	<p>本件は、具体的な計算方法が開示されず。  双環社は2003年10月から2007年2月まで16442台を販売、一台の利益は2.12万元(双環社と本田社は両方も認め)。  販売数、販売利益、およびほかの事情を総合に考慮し、5000万元-&gt;1600万元に改めて判決。</p>
損害算出に関する論点	《不正競争防止法》
その他特記事項	2003年10月11日から2015年12月8日までの案件

テーマ	特許使用許諾料を参考し、損害賠償額を算定する。
判例名称	(2013)蘇中知民終字第0015号
上訴人(一審被告) 被上訴人(一審原告)	昆山市贝尔儿童用品有限公司vs好孩子儿童用品有限公司(権利者)
裁判所※地名含	江蘇省蘇州市中級人民法院
技術領域	意匠 特許登録番号:ZL200930175709.5
判例概略	<p>一審:権利侵害を認め、100万元の損害賠償額を認容。            案件審理の官庁費用(13800元)、及び訴訟証拠保全費用(6000元)、は昆山市贝尔儿童用品有限公司が負担する。計19800元。</p> <p>二審: 上訴を拒絶し、一審判決を維持する。            案件審理の官庁費用(13800元)は昆山市贝尔儿童用品有限公司が負担する。</p>
損害算出・侵害者の利益算出方法(計算式、損害認定など)	<p>①一審:当該特許の使用許諾料の倍数に応じて、損害賠償額を確定する。</p> <p>②二審:一審から変更無し。</p>
損害算出に関する論点	<p>1.上訴人の商品(ベビーカー)の外観は、被上訴人の先行意匠権と比べて、視覚効果において、全体的で実質的な相違点が少ない、両者は類似すると判断する。当該意匠は原告の意匠権の保護範囲に落とし込み、被上訴人の特許権の権利侵害に該当する。</p> <p>2.権利者の損失、侵害者の取得した利益の計算は難しい。特許使用許諾料ははっきりして、ライセンス届出も実施した。</p>
その他特記事項	《特許法》、《中华人民共和国民事诉讼法》

テーマ	特許使用許諾料を参考し、損害賠償額を算定する。
判例名称	(2012)寧民初字第385号
原告／被告	好孩子儿童用品有限公司(権利者)vs黄梅、东莞市创华实业有限公司
裁判所※地名含	江蘇省南京市中級人民法院
技術領域	意匠 特許登録番号:ZL03346638.6
判例概略	一審:権利侵害を認め、100万元の損害賠償額を認容。 案件審理の官庁費用(13800元)は东莞市创华实业有限公司が負担する。
損害算出・侵害者の利益算出方法 (計算式、損害認定など)	当該特許の使用許諾料の倍数に応じて、損害賠償額を確定する。 侵害者の生産規模、販売範囲、侵害程度、侵害期間なども参考した上、損害賠償額を確定する。
損害算出に関する論点	1.被告の商品(ベビーカー)の外観は、原告の先行意匠権と比べて、視覚効果において、相違点が殆どなくて両者は類似している。当該意匠は原告の意匠権の保護範囲に落とし込み、原告の特許権の権利侵害に該当する。 2.権利者の損失、侵害者の取得した利益の計算は難しい。特許使用許諾料ははっきりして、ライセンス届出も実施した。
その他特記事項	《特許法》、《中华人民共和国民事诉讼法》

## 4. まとめ

## 1. 全体傾向

2017年1月に開催された「北京知识产权法院召开建院两周年新闻发布会」での発表によると、2016年に北京知財法院で審理された**専利権侵害訴訟の平均賠償額は141万元、商標権侵害訴訟の平均賠償額は165万元、著作権侵害の平均賠償金額は45万元**とのことであった。

専利権侵害訴訟の平均賠償額は、既に法定賠償額の100万元を超えており、専利権侵害の損害の具体額損害額の算出が一般的になりつつあることを示している（5000万元の損害賠償が認められた事案があり。平均損害賠償額を引き上げている可能性もあるため、次年度以降の推移も見る必要あり。）

## 2. 専利権侵害

高額賠償が認められた判例では、**侵害品の「数量」立証がポイント**となっていた。侵害品の「数量」の立証に成功すれば、権利者製品の一個当たりの利益を掛けることで、損害額を算出することができ、高額賠償に結びついていた。

侵害品数量の立証については、**コンシューマー製品は、インターネットでの通信販売が主流化したため、以前よりも数量の立証が容易**になっていると思慮される。

また、他の手法としては、**官公庁などに届け出が必要な製品やサービスでは、当該官公庁のデーターを活用**することで、立証の可能性が高まると推察される。

権利者製品の利益の算出方法に関しては不明確な部分も残るが、全体として、**専利権侵害の損害額の算出方法は明確**になりつつあると感じる。

## 3. 商標権侵害

商標権侵害は、**専利権侵害に比べ、種々の算出方法が併存**していた。具体的な額を算出せず、**法廷賠償額が選択**される事例が散見された。

## 4. 著作権侵害

保護対象が、**小説からゲームまで幅広く、多様な算出方法が存在**する。一方で、**インターネット上での侵害は、侵害品等のダウンロード数の立証に成功**した場合は、賠償額を高額化できる可能性あり。

## 5. 今後の動向

2018年1月2日、最高裁判所は「審判職能の作用を十分に発揮し、企業家のイノベーション創業に良い法治環境造りに関する通知」(以下は「通知」を称する)を公開した。各裁判所が、共産党の第十九回会議の精神に基づき、企業家の合法的利益を保護し、イノベーション創業に好ましい法治環境を造るよう求めた。

「通知」の中では、知的財産権の保護にも触れている。この中で、知財権侵害の損害額算出について、**市場価値に基づく損害の補償を主としつつ、懲罰的賠償を従として、訴訟において損害額を認定する体系を構築し、知財権侵害の損害賠償額水準を向上させる旨の記載がなされている。侵害のコストが低く、企業側の権利行使コストが高いことに問題意識を有している。**

今後も、知財権侵害の損害賠償額についての動向把握が、重要と思われる。

「法〔2018〕1号 最高人民法院关于充分发挥审判职能作用为企业家创新创业营造良好法治环境的通知」

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-76142.html>

テーマ	弁護士の訴訟実務ノウハウ研究
参加企業	アル卑斯(中国)有限公司(途中退会)、京瓷(中国)商貿有限公司、新日鐵住金諮詢(北京)有限公司、索尼(中国)有限公司、日立化成(中国)投資有限公司、富士施乐(中国)有限公司、富士通(中国)有限公司、村田(中国)投資有限公司、三菱重工業(中国)有限公司：合計9社
活動の狙い	中国現地弁護士との意見交換を通じて、専利(特実意)侵害訴訟に関する実務ノウハウを収集。
活動プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見交換先の弁護士事務所が過去に担当した訴訟などを題材として、判決文に表れない背景情報や、工夫した点などを聴取。</li> </ul>
意見交換先	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律事務所4カ所（集佳、上海華誠、柳沈、金杜）</li> </ul>
活動のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>侵害訴訟の各段階において検討すべき事項を把握することができた。侵害訴訟の初期段階において、被告側が行うべき事項など。</li> <li>判決文には記載されていない事情を把握することができた。</li> <li>地方保護主義の影響を理解することができた。</li> <li>無効審判と侵害訴訟の関係、再審の要件などを理解することができた。</li> </ul>

※意見交換先の要望により、詳細事項は非公開とさせていただきます。